

<p>診療体制を推進するため、中央診療棟の整備を行うとともに、卒後臨床研修の必修化に対応する臨床研修センターの整備を行う。また、重粒子線治療施設の整備の推進に努める。</p>	<p>【246】 4) 重粒子線照射施設を完成させ、治療を開始することを目指す。</p>	<p>III 21年3月の重粒子線照射装置の主要な装置の搬入・据付後、21年度は照射装置の調整に係る各種試験等を行い、22年3月に医療機器として承認を受けた後、前立腺がん患者の治療を開始した。</p>
<p>【247】 5) 国際交流・学生支援施設の整備充実に努める。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>III 学生支援施設等の施設調査結果に基づき、「学生支援施設等要修繕一覧表」を策定し、学生支援施設等の整備を行った。 引き続き、学生支援施設等の施設調査結果に基づき、「学生支援施設等要修繕一覧表」を策定し、学生支援施設等の整備を行った。</p>
<p>【248】 6) 教育研究活動の基盤を支えるエネルギー供給・IT設備等のインフラ設備は、その機能を維持し、良質な環境を確保するため計画的に更新・改修を進める。</p>	<p>【248】 5) エネルギー供給・IT設備等のインフラ設備は、施設・環境推進室及び総合情報メディアセンターにおいて現状調査を行い、計画的に更新・改修を行う。</p>	<p>III 「設備実態調査」の結果に基づき、「整備方針・改修計画」を策定し、エネルギー供給計画・IT設備等のインフラ設備の計画的な更新・改修を行った。 III 「整備方針・改修計画」に基づき、桐生地区では、井戸ポンプ、揚水配管、ガス配管の更新、荒牧地区では、情報ネットワークの保守運用の効率化を目的とし、構成を単純化した光直収ネットワーク設備を整備した。</p>
<p>【249】 7) 豊かな環境の下で、多様な利用者が安全かつ快適に過ごせるように、大学キャンパスを整備するとともに、知の拠点として相応しい空間形成に努める。</p>	<p>【249】 6) 「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、学生の利用、自然環境の活用、地域との交流などに配慮した屋外環境整備を進めて行く。</p>	<p>III 「群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、屋外運動施設の利用者の安全利用を目的とした防球ネットの整備、照度不足箇所の外灯の整備並びに立ち枯れた樹木の伐採を行うなど屋外環境を整備した。 III 「群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、荒牧地区の中央モール整備として図書館前にウッドデッキを、若宮地区の環境整備として、植栽、花壇及びインターロッキング舗装を行った。</p>
<p>【250】 8) PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）方式による整備の検討を行う。また、民間施設や地方自治体施設等、学外施設（リエゾンオフィス）の活用について検討を行う。</p>	<p>【250】 7) 民間資金の活用による公共施設等の整備方式による施設整備を推進する。</p>	<p>III 患者サービスの向上を図るための施設が入居するアメニティモールの整備について、PFI方式を準用し、建設・事業運営の事業者を公募し選定した。また、引き続き、校舎等において、地方自治体や民間会社の施設を活用した。 III 昭和地区において、PFI方式に準用した公共施設等の整備方針（事業用借地権設定契約）により、患者等サービスのより一層の充実に努めるため「附属病院アメニティモール」の整備に着手した。</p>
<p>(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 【251】 1) 平成17年度を目途に全学的視野に立った学内外の施設利用者選定・評価システムを確立し、施設利用、研究の推進とその支援を視野に入れた施設運営に努める。</p>	<p>(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 【251】 1) 「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」に基づき、施設利用研究の推進とその支援を視野に入</p>	<p>III 施設・環境推進室において、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、共用研究スペースの有効活用を推進した。 III 施設・環境推進室において、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、新たに桐生地区1号館に共用研究スペースを119㎡確保し、使用者を公募するとともに、空室の工学部プロジェクト棟の競争的研究スペースの使用者を公募・決定する等、施設の有</p>

	れた施設運営に努める。		効活用を推進した。		
【252】 2) 建物等の新築・維持・改修等に至る迄の全経費を考慮した施設管理・運営並びに維持を行う。		III	引き続き、「施設管理実施計画」に基づき、建物等の新築・維持・改修等に至るまでの全経費を考慮した適正な維持管理を行った。		
	【252】 2) 「群馬大学施設管理実施計画」に基づき、建物等の新築・維持・改修等に至る迄の全経費を考慮した適正な維持管理を行う。	III	引き続き、「施設管理実施計画」に基づき、建物等の新築・維持・改修等に至るまでの全経費を考慮した適正な維持管理を行った。また、キャンパス全体のエレベーターについて、次期中期計画期間における年度毎の修繕経費を算出し、各部局での予算化に必要な参考資料を作成した。		
【253】 3) 建物の新增改築、改修等に当たっては、平成16年度から教育研究活動プロジェクトに資する共用研究スペースを確保し、これを全学的な組織の下に管理し、その運用方法等を検討する。		III	施設・環境推進室において「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、新たに共同利用型の共用研究スペース(378㎡)を確保し、施設の有効活用を推進した。		
	【253】 3) 建物の新增改築、改修等に当たっては、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」に基づき、教育研究活動プロジェクトに資する共用研究スペースを確保し、これを全学的な組織の下に管理運用を行う。	III	施設・環境推進室において、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、新たに工学部1号館に共用研究スペースを119㎡確保し、使用者を公募するとともに、空室の工学部プロジェクト棟の競争的研究スペースの使用者を公募・決定する等、施設の有効活用を推進した。		
【254】 4) 平成16年度から既設設備の老朽化状況等の調査を定期的実施し、改善計画を策定する。また、調査及び予防的措置のための財源の確保に努める。		III	老朽化した施設等の改善計画等に基づき、改修整備を行い、既存施設の有効活用を推進した。また、引き続き、改修整備計画を策定し、調査及び予防的措置のため、財源として、学長裁量経費(教育研究環境重点整備費(設備))及び部局長裁量経費を確保し、教育研究用設備の更新を図った。		
	【254】 4) 既設設備の老朽化した施設等の改善計画に基づき、必要に応じて整備を行う。また、調査及び予防的措置のための財源の確保に努める。	III	「群馬大学施設整備推進戦略」等に基づき、改修整備を行い、既存施設の有効活用を推進した。また、引き続き、改修整備計画を策定し、調査及び予防的措置のため、財源として、学長裁量経費(教育研究環境重点整備費(設備))及び部局長裁量経費を確保し、教育研究用設備の更新を図った。		
【255】 5) 建物の維持管理・運営は、施設整備委員会において協議する。また、施設利用の占有化、固定化を避け、公正かつ効率的運用が図られるよう措置する。		III	施設・環境推進室において「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、新たに共同利用型の共用研究スペース(378㎡)を確保し、施設の有効活用を推進した。		
	【255】 5) 建物の維持管理・運営は、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」に基づき、施設・環境推進室にて公正かつ効率的運用を推進する。	III	施設・環境推進室において、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、新たに工学部1号館に共用研究スペースを119㎡確保し、使用者を公募するとともに、空室の工学部プロジェクト棟の競争的研究スペースの使用者を公募・決定する等、施設の有効活用を推進した。		
【256】 6) 建物の増改築等に際しては、バリアフリーシステムに配慮する。既設建物についての環境的配慮、バリアフリー対策が必要とされる場合は、優先的に増改築等を実施する。		III	「ユニバーサルデザインに配慮した整備方針」に基づき、既存建物の改修時に身障者用トイレ、自動ドアなどの整備を行った。		
	【256】 6) 建物の増改築等に際しては、「ユニバーサルデザインに配慮した整備方針」に基づき整備を行う。既設建物についての環境的配慮、バリアフリー対策が必要とされる場合は、優先的に増改築等を実施する。	III	「ユニバーサルデザインに配慮した整備方針」に基づき、工学部1号館、教養教育GC棟、附属小学校・特別支援学校の改修時に身障者用エレベータ、身障者用トイレ、自動ドア等の整備を行った。		
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要事項
 ② 安全管理に関する目標

中期目標 学内外における安全管理、危機管理の普及・促進を図るために、教職員並びに学生に対する安全教育を充実する。事故災害や環境汚染の未然防止、毒物・薬物あるいは特定化学物質等の安全な保管や取り扱い、情報化社会における安全意識の高揚などを行うために、環境保全・安全管理体制を強化し、もって教育研究に資する。

中期計画	年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェット	
		中期	年度		中期	年度
(1) 労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的な方策 【257】 1) 火災、地震、風水害等の非常事態発生時における安全確保を目的として、(仮称)防災安全確保委員会(仮称)を組織し、各施設の定期並びに臨時の安全点検を実施する。	(1) 労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的な方策 【257】 1) 火災、地震、風水害等の非常事態発生時における安全の確保に向けて、防災環境安全に関する委員会を中心として、各施設の安全点検を実施する。	III	/	引き続き、防災環境安全や防災対策に関する委員会において、定期（毎月）及び臨時の安全点検を実施した。	/	/
		III	/	引き続き、防災環境安全や防災対策に関する委員会において、定期（毎月）及び臨時の安全点検を実施した。	/	/
【258】 2) 附属病院は、東京・関東地域の広域災害発生時に備え、平成16年度から高レベルの救急救命体制を整備し、その対策を図る。特に、病院での救急薬品、救急患者用医療材料の備蓄や病院屋上のヘリポートを活用した患者受入れに関する情報管理及び連携システムを構築する。	(平成20年度計画実施済事項)	III	/	引き続き、群馬県主催の「総合防災訓練」及び内閣府主催の「広域医療搬送実働訓練」に参加するとともに、DMAT隊員養成講習会へ職員を参加させ、東京・関東地域の広域災害発生時に備えた高レベルの救急救命体制を維持した。	/	/
				引き続き、群馬県主催の「総合防災訓練」(21年9月12日)に、群大DMATとして医師、看護師、事務職員の計4名が参加し、「震災・水害」、「高層建物救助」において救出された負傷者等の救援活動などの訓練を行った。		
【259】 3) 感染制御部を充実させて、国際感染症、ウイルス等に対応可能な体制を確立する。	(平成19年度計画実施済事項)	III	/	引き続き、全教職員（外注職員を含む）を対象とした感染対策に関する講習会を実施した。	/	/
				1. 新型インフルエンザ対策等を目的とし、より安全に感染症患者の診療を行うことができる感染症診察室を21年4月に設置した。 2. 引き続き、全教職員（外注職員を含む）を対象とした感染対策に関する講習会を年2回（21年4月・12月）実施した。 3. 「感染制御部だより」を定期的に発行し、トピックスな話題などの情報を提供した。		
【260】 4) 平成16年度から防災マ		III	/	引き続き、防災マニュアルに基づき、学生及び教職員を対象として、防災訓練を実施し、防災に関する指導、注意喚起を行った。また、防災訓練の実施に	/	/

<p>マニュアルを活用し、教職員の指導、注意の喚起、防災避難訓練を定期に実施する。</p>	<p>【260】 2) 防災マニュアル等を活用し、教職員の指導、注意の喚起、防災避難訓練を定期に実施する。また、救命講習会などを実施し、防災に対する教職員の意識向上を図る。</p>	<p>III</p>	<p>合わせて防災ガイダンスを行い、防災に対する意識を高めた。</p> <p>1. 引き続き、防災マニュアルに基づき全学的な防災訓練を実施し、防災に関する教職員への指導、注意喚起を行った。 2. 防災業務に当たる教職員に対し、各種講習に参加させ、防災に関する知識や指導力の向上を図った。 3. AEDを活用した救命講習用の人体模型やDVDを整備し、随時、講習できる体制を整備するとともに、普及を図った。</p>
<p>【261】 5) 平成16年度から県・市町村等関係機関への通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施する。</p>	<p>【261】 3) 県・市町村等関係機関への通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施する。</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、群馬県、消防署等との関係機関連絡網を整備し、通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施した。</p> <p>引き続き、群馬県、消防署等との関係機関連絡網を整備し、通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施した。</p>
<p>【262】 6) 化学薬品の保管管理、取り扱い、処理等に関する全学的規定を見直し、安全対策を一層充実させ、環境保全を図る。</p>	<p>【262】 4) 化学薬品の保管管理、取り扱い、処理等に関する安全対策を一層充実させ、環境保全を図る。</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、「内部監査規程」に基づく内部監査に併せて実地監査を実施し、管理及び使用状況の確認を行うとともに、安全管理者に対し、安全管理に対する指導等を行った。また、引き続き、各部署の安全衛生委員会が毎月巡視を行い、管理状況、使用簿の点検を行った。</p> <p>引き続き、内部監査に併せて実地監査を実施し、管理及び使用状況の確認を行うとともに、安全管理者に対し、安全管理に対する指導等を行った。また、引き続き、各部署の安全衛生委員会が毎月巡視を行い、管理状況、使用簿の点検を行った。</p>
<p>【263】 7) 核燃料物質、RI、放射線医療機器については、放射線安全委員会を充実させて、施設・設備の保管管理状況等の定期点検、使用者に対する予防マニュアルの作成及び確認、定期的な教育訓練、健康診断を実施する。</p>	<p>【263】 5) 核燃料物質、RI、放射線医療機器については、施設・設備の保管管理状況等の定期点検、使用者に対する予防マニュアルの周知、定期的な教育訓練、健康診断を実施する。</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、放射線障害予防委員会における定期点検調査の実施や、「放射線業務従事者心得」に基づく定期的な教育訓練の実施及び講習会（年2回）の開催並びに健康診断を実施した。</p> <p>放射線安全委員会が中心の放射線同位元素等の管理状況に関する学内一斉点検の実施、放射線障害予防委員会における定期点検調査の実施、「放射線業務従事者心得」に基づく定期的な教育訓練の実施及び講習会（年2回）の開催並びに健康診断を実施するとともに、放射線安全委員会が中心となって、放射線同位元素等の管理状況に関する学内一斉点検を実施した。</p>
<p>【264】 8) 毒物の管理に関し、保管庫の管理状況及び使用状況の確認を年に1度必ず行う。また、安全管理者、衛生管理者及び安全衛生推進者を定め、定期的な防災安全を図る。</p>	<p>【264】 6) 毒物の管理に関し、保管庫の管理状況及び使用状況の確認を行い、防災安全を図る。</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、「内部監査規程」に基づく内部監査に併せて実地監査を実施し、管理及び使用状況の確認を行うとともに、安全管理者に対し、安全管理に対する指導等を行った。また、各部署の安全衛生委員会が毎月巡視を行い、管理状況、使用簿の点検を行った。</p> <p>引き続き、内部監査に併せて実地監査を実施し、管理及び使用状況の確認を行うとともに、安全管理者に対し、安全管理に対する指導等を行った。また、各部署の安全衛生委員会が毎月巡視を行い、管理状況、使用簿の点検を行った。</p>
<p>【265】 9) 各施設の耐震診断を行い、耐震改修の計画的な実施に努める。</p>	<p>【265】 7) 耐震改修を計画的に実施する。</p>	<p>III</p>	<p>耐震診断結果に基づき、耐震指標が低い建物から耐震補強を実施した。</p> <p>耐震性能の低い工学部1号館、教養教育GC棟、昭和地区共用施設棟、附属小学校・特別支援学校の耐震補強を実施した。</p>
<p>【266】 10) 盗難、事故等の防止のための学内安全体制の整備を</p>		<p>III</p>	<p>夜間・休日における建物は施錠し、カードリーダーによる入室管理を行った。また、不正な出入り防止のための24時間稼働の監視カメラの設置や、警備員による巡回警備の実施及び本学が開発したシステム「e自警ネットワーク」の利</p>

<p>行う。</p>	<p>【266】 8) 盗難、事故等の防止のための学内安全体制の整備を行う。</p>	<p>III</p>	<p>用等、学内安全対策の整備を行った。 引き続き、夜間・休日における建物は施錠し、カードリーダーによる入室管理を行った。また、不正な出入り防止のための24時間稼働の監視カメラの設置や、警備員による巡回警備の実施及び本学が開発したシステム「e自警ネットワーク」の利用等、学内安全対策の整備を行った。</p>
<p>(2) 学生等の安全確保に関する具体的方策 【267】 1) 平成16年度に実験・実習中の事故に対する安全管理・事故防止マニュアルを作成し、その活用による学生への安全・事故防止を徹底的に実施する。</p>	<p>(2) 学生等の安全確保に関する具体的方策 【267】 1) 安全管理・事故防止に関するマニュアル等により、学生の実験・実習中における安全・事故防止教育を徹底する。また、定期的に安全管理・事故防止講習会を実施する。</p>	<p>III</p>	<p>学生に対し、実験実習における安全ハンドブック、防災安全手帳等を配付し、全体ガイダンス及び実験・実習時において、安全・事故防止等の安全対策を講じた。また、教職員に対する安全衛生講習会を定期的実施するとともに、教授会において、実験・実習中の事故防止についての周知徹底を行った。 引き続き、学生に対し、実験実習における安全ハンドブック、防災安全手帳等を配付し、全体ガイダンス及び実験・実習時において、安全・事故防止等の安全対策を講じた。また、教職員に対する安全衛生講習会を定期的実施するとともに、教授会において、実験・実習中の事故防止についての周知徹底を行った。</p>
<p>【268】 2) 保健管理センターの充実・強化を定期的健康診断の実施、実験・実習時における感染予防対策（肝炎ワクチン、ツベルクリン反応等の実施）を徹底する。</p>	<p>【268】 健康支援総合センターにおいて定期的健康診断、実験・実習時における感染予防対策（肝炎ワクチン、ツベルクリン反応等）を実施する。</p>	<p>III</p>	<p>学生の精神的悩みや対人関係などの相談に対応するため、各キャンパスに臨床心理士や精神科医などの外部カウンセラーを配置し、カウンセリング機能を充実させた。また、教員に対する精神科医による助言相談会の開催、カウンセリング室の整備、新入生オリエンテーションでの専門カウンセラーによるカウンセリング案内、ガイドブック「教職員による学生のメンタルヘルスの対応」の再収録・追補並びに新入生に対する「健康に関するアンケート」の実施を行った。 引き続き、上記『判断理由（計画の実施状況等）』のとおり実施するとともに、カウンセリングの充実として、臨床心理士を工学部太田地区に新たに配置（週1回）、桐生地区のカウンセリング時間を増やすなどの措置を行った。また、新入学生に健康管理全般情報等の周知のために、新たに「健康ミニガイド」の配付や、医学部においては、医療概論実習前のワクチン接種などの感染防止対策等の措置を講じた。</p>
<p>【269】 3) 平成16年度から情報化推進委員会を中心として、情報化社会における情報セキュリティと情報安全に対する対策を検討する。</p>	<p>【269】 3) 総合情報メディアセンター及び情報化推進室を中心として、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策の徹底を図る。</p>	<p>III</p>	<p>情報化推進室を中心に、各地区の情報システム運用委員会が「群馬大学情報セキュリティポリシー（改定版）」に基づく「セキュリティポリシー実施手順」を作成し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を行った。 「群馬大学情報セキュリティポリシー」の全学的普及のため、各地区・部門ごとの「セキュリティポリシー実施手順」を策定するとともに、各キャンパスにおいて、セキュリティ講習会を開催した。 また、本学構成員の自学自習用に情報倫理eラーニング教材（日本版及び英語版）を開発し、Moodleで運用するとともに、Microsoft社と、OS及びOffice製品の包括ライセンス契約を締結し、コンプライアンスを強化した。</p>
<p>【270】 4) 安全管理・事故防止対策の実施状況に関する定期的な評価を実施する。</p>	<p>【270】 4) 安全管理・事故防止対策の実施状況を定期的に点検・評価する。</p>	<p>III</p>	<p>危機管理対応マニュアル等に基づき、各事業場の安全衛生委員会を中心に、安全管理・事故防止対策の実施状況を定期的に点検・評価した。 引き続き、危機管理対応マニュアル等に基づき、各事業場の安全衛生委員会を中心に、安全管理・事故防止対策の実施状況を定期的に点検・評価した。</p>

<p>(3) 環境保全に関する具体的方策 【271】 1) 平成16年度から省エネルギー、廃棄物の減量化・再資源化の対策を積極的に推進する。</p>		III	<p>「エネルギー管理内規」、「平成20年度群馬大学省エネルギー行動計画」、「温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」及び「施設設備における温室効果ガス排出抑制等指針」等に基づき、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減を推進した。また、省エネルギーパトロールの実施、ホームページに各団地の毎月のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の掲載など、省エネルギーの啓発を行った。</p>	
	<p>(3) 環境保全に関する具体的方策 【271】 省エネルギー、廃棄物の減量化・再資源化の対策を積極的に推進する。</p>	III	<p>引き続き、「エネルギー管理内規」、「平成21年度群馬大学省エネルギー行動計画」、「温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」及び「施設設備における温室効果ガス排出抑制等指針」等に基づき、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減を推進した。また、省エネルギーパトロールの実施、ホームページに各団地の毎月のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の掲載など、省エネルギーの啓発を行った。 また、廃棄物の減量化・再資源化については、市内のごみ焼却施設を見学することにより、廃棄物の減量化を啓発するとともに、ペットボトルのキャップを回収する等の再資源化を推進した。</p>	
<p>【272】 2) ISO14001の認証取得を目指す。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	IV	<p>20年12月に継続審査を受審し、認証された。また、ISO14001を推進するため、内部監査員養成講習会を開催し、内部監査員を増員した。 1. ISO14001を推進するため、内部監査員養成講習会を開催し、内部監査員を増員した。 2. 21年12月に更新審査を受審し、認証された。 3. ISO14001に基づく、環境マネジメントシステムの充実を図るため、外部講師を招き講演会を開催した。</p>	
			<p>ウェイト小計</p> <hr/> <p>ウェイト総計</p>	

[ウェイト付けの理由]

(4) その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

施設マネジメント等が適切に行われているか。

【平成16～20事業年度】

1. 施設設備の整備・運用

16年度に「群馬大学の施設設備活用に関する第1期基本計画」を策定し、その方針に基づいて、施設・設備の整備・運用を行った。また、文部科学省において「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」が策定されたことを受けて、18年度に上記基本計画の見直しを行うとともに、新たに「群馬大学施設整備推進戦略」を策定し、この方針に沿って、整備の基本方針・内容、システム改革等に関し、具体的な目標を設定し、施設の整備・運用を進め、講義室等の整備拡充、教育研究の活性化や若手研究者用スペースの整備、老朽化への対応及び耐震補強を必要とする建物の再生整備など重点的に整備充実を図った。

なお、20年10月には、重粒子線照射施設(建物)が竣工した。

2. 施設の有効活用の取組状況

「群馬大学施設の有効活用に関する内規」(16年度制定)に基づき、施設の有効活用を推進した。また、「施設・環境推進室」において、利用者が提出した共用研究スペースの使用状況の自己点検報告書に基づく点検調査を行い、利用率が低い研究室等には、退室を勧告し、その後の使用者の公募を行うなどの有効管理を図った。

なお、18年度から、共用研究スペース(競争的)に「スペース課金制度」を導入した。

3. 施設の維持管理の計画的取組状況

「群馬大学施設管理実施計画」に基づき、定期的な点検を実施し、営繕・修繕計画を立て、施設の維持管理・改善に取り組み、建物等の新築、維持・改修等に至る全経費を考慮した適正な維持管理を行った。

4. 新たな手法による施設整備の取組状況

国の施設整備費による整備以外の新たな整備手法により、各年度において次のとおり整備を行った。

17年度

昭和地区に学生の自習室を中心とした福利施設として、個人の寄附により、「石井ホール」を整備した。

また、附属病院の慢性的な駐車場不足を解消するため、駐車場整理業務委託の枠組みの中で、財団法人同愛会に建設・運営を依頼した「立体駐車場」を整備した。

18年度

医学部及び附属病院の教職員等の職場環境の改善の一環として、自己財源により、「保育所」を整備した。

19年度

太田市がものづくり教育研究施設として整備した「テクノプラザ太田」の一部を本学工学部の生産システム工学科及び同大学院専攻の教育研究施設として借用した。

20年度

附属病院において患者サービスの向上を図るための施設が入居するアメニティーモールの整備について、PFI方式を準用した公共施設等の整備方針(事業用借地権設定契約)により、建設・事業運営の事業者を公募し選定した。

5. 環境保全対策の取組状況

(1) 省エネルギー対策の取組

「群馬大学の環境方針」(16年度制定)、「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」(16年度制定)及び「群馬大学省エネルギー行動計画」(毎年度策定)に基づき、省エネルギー対策について、次の取組を行った。

① 光熱費と使用量の公表等(16年度～)

地区別・部局別の毎月の光熱費と使用量を諸会議に報告するとともに、HPに公表することにより部局毎の負担額を明確にし、エネルギー使用の合理化を促した。特に、荒牧地区の各部局における電力使用料については、デマンド監視を強化し、契約電力の抑制を図った。

② 「エネルギー管理標準」の策定(18年度～)

18年度に、昭和地区(第一種エネルギー管理指定工場)及び桐生地区(第二種エネルギー管理指定工場)において、新たに「エネルギー管理標準」を策定し、運用を開始した。

③ 個別空調化の実施(19・20年度)

個別空調化について、桐生地区(19年度)及び荒牧地区(20年度)で実施し、省エネ及び温室効果ガスの排出抑制を図った。

(2) 温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組(19年度～)

「群馬大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」(19年度策定)、「群馬大学施設整備における温室効果ガス排出抑制等指針」(19年度策定)及び「群馬大学省エネルギー行動計画」(毎年度策定)に基づき、CO₂の排出量の削減に係る取組を推進した結果、20年度は、全キャンパスで、19年度と比較して3.4%の削減を達成した。

(3) 「群馬大学環境報告書」の公表(17年度～)

17年度から、毎年「群馬大学環境報告書」を作成し、本学の地球環境保全に関する取組を公表した。

(4) 「ISO14001」認証の取得(18年度～)

18年度に、荒牧地区では環境マネジメントシステムを構築し、「ISO14001」の認証を取得した(19・20年度 継続認証)。

【平成21事業年度】

1. 施設設備の整備・運用

引き続き、「群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、講義室等の整備拡充、共用研究スペースの整備、福利施設の改善整備、老朽及び耐震補強を必要とする建物の再生整備を行った。

2. 施設の有効活用の取組

引き続き、「群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、新たに工学部1号館に共用研究スペースを119㎡確保し使用者を公募するとともに、空室の工学部プロジェクト棟(旧6号館)の競争的研究スペースの使用者を公募、決定した。この結果、共用研究スペース(競争的部分を除く)は、6,063㎡になった。

※ 詳細については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料10-2参照

3. 施設維持管理の計画的取組

引き続き、「群馬大学施設管理実施計画」に基づき、建物等の新築・維持・改修等に至るまでの全経費を考慮した適正な維持管理を行った。

また、キャンパス全体のエレベータについて、第二期中期目標期間における年度毎の修繕経費を算出し、各部局での予算化の参考資料を作成した。

4. 新たな手法による施設整備の取組

昭和地区において、PFI方式を準用した公共施設等の整備方針(事業用借地権設定契約)により、「附属病院アメニティモール」の整備に着手した。

5. 環境保全対策の取組状況**(1) 省エネルギー対策の取組**

引き続き、「群馬大学の環境方針」、「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」及び「群馬大学省エネルギー行動計画」に基づき、省エネルギー対策の取組を行った。

(2) 温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組

引き続き、「群馬大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」、「群馬大学施設整備における温室効果ガス排出抑制等指針」及び「群馬大学省エネルギー行動計画」に基づき、CO₂の排出量の削減に係る取組を推進した結果、7～9月の夏季において、20年度と比較して0.7%の削減を達成した。

(3) 「群馬大学環境報告書」の公表

引き続き、「群馬大学環境報告書 2009」を作成し、本学の地球環境保全に関する取組を公表した。

(4) 「ISO14001」の更新認証等

「ISO14001」認証の更新審査を受審し、認証された。
また、「ISO14001」関連の取組として、内部監査員の増員を図るための教職員及び学生を対象とした内部監査員養成講習会並びに環境マネジメントシステムの充実を図るための外部講師を招いた講演会を開催した。

危機管理への対応策が適切にとられているか。**【平成16～20事業年度】****1. 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定を含む全学的・総合的な危機管理体制の整備****16年度**

「群馬大学情報セキュリティポリシー」を策定し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を行った。

17年度

「国立大学法人群馬大学危機管理規則」を制定し、同規則に基づき、学長の下に「危機管理室」を設置するとともに、各部局にも「危機管理室」を設置し、危機事象に迅速に連携して対応できる組織を整備した。「群馬大学情報セキュリティポリシー」を改訂した。

18年度

「国立大学法人群馬大学危機管理方針」を制定し、同方針に基づき、次の事象毎に対応する全学マニュアルを策定した。

- (1) 地震、風水害等への対応マニュアル
- (2) 知的財産危機管理対応マニュアル
- (3) 学生の安全に係る危機事象への対応マニュアル
- (4) 国内外での教職員の重大な犯罪被害への対応マニュアル
- (5) 国際交流・留学生に係る危機事象への対応マニュアル
- (6) 教職員の不祥事への対応マニュアル
- (7) 不法侵入に対する対応マニュアル
- (8) 薬品管理における危機管理マニュアル
- (9) 情報ネットワーク・コンピュータシステム関連マニュアル
- (10) 大規模な施設設備の損傷への対応マニュアル
- (11) 感染症対応マニュアル(附属小学校、中学校、幼稚園)
- (12) 食中毒対応マニュアル(附属小学校、中学校、幼稚園)
- (13) 附属養護学校危機管理対応マニュアル

また、「群馬大学情報セキュリティポリシー」を改訂した。

20年度

「群馬大学情報セキュリティポリシー」を全面改訂し、新たに「セキュリティポリシー実施手順」を策定することにより、情報管理・安全対策の強化を図った。

2. 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備**18年度**

「群馬大学科学者行動規範」及び「群馬大学における研究活動上の不正行為への措置等に関する規程」を制定し、研究者の研究活動(研究成果の発表の過程を含む。)における「捏造」、「改ざん」、「盗用」及び「研究資金の不正使用」などの不正行為を行った場合における措置等を規定した。

19年度

研究活動上の不正行為を防止し、不正行為に起因する問題が生じた場合に適切な対応を図るため、「群馬大学研究行動規範委員会」を設置した。

また、不正行為に関する申立て及び情報提供並びに関連規程に関する相談、照会等に対応するための「不正行為申立窓口」を設置した。

さらに、全ての研究費の運営及び管理を適正に行うため、研究費の運営及び管理に関する責任と権限の明確化を図り、併せて、不正防止計画を推進する「コンプライアンス室」の設置や「研究費の使用等に関する相談窓口」を各キャンパスに設置した。このような、群馬大学における一連の研究活動上の不正行為防止に関する取組について、ホームページに掲載し、学内外に公表するとともに、新任教員説明会において、担当理事から説明を行い、その趣旨の周知徹底を図った。

20年度

「群馬大学における研究活動に費消する研究費の不正防止計画」を策定し、研究活動に費消する研究費の運営及び管理の適正化を図った。

【平成21事業年度】**1. 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定を含む全学的・総合的な危機管理体制の整備**

引き続き、「危機管理室」を中心に、危機事象毎の14の全学マニュアル等に基づく予防対策の取組並びに危機事象への対応など、適切な運用を図ったほか、次の取組を行った。

(1) 「安全衛生管理推進会議」の設置

全学的な見地から教職員の安全衛生等を確保することを目的とした「安全衛生管理推進会議」を22年4月から設置することとした。本会には総務・財務担当理事を委員長とし、各事業場の総括安全衛生管理者及び外部委員として労働衛生コンサルタントを構成員とし、各事業場に共通する重要事項について調査審議することとしている。

(2) 「群馬大学緊急連絡網」の改訂

危機遭遇時の連絡窓口を一元化かつ明確化を図るため、学内外で危機事例に遭遇した学内関係者のための「群馬大学緊急連絡網」を改訂した。これまでに、学生には従来学生便覧等で危機事例等に遭遇した場合の各事務担当部署の連絡先を周知していたが、本連絡網により、学生の利便性が向上するとともに、以前の連絡系統に比べ情報集約が格段に向上し、結果として、大学当局として速やかな危機管理・対応が可能となった。

2. 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備**「研究費使用ハンドブック」の刊行**

競争的資金等の研究費の使用にあたり、事務処理手続きの理解不足から生じる研究費の不正使用を防止する観点から、学内の会計ルール及び競争的資金等の使用を分かりやすく解説したハンドブック「研究費使用ハンドブック」を21年9月に作成し、科研費説明会における配付・説明を行うとともに、ホームページに掲載し、教職員への周知徹底を図った。また、平成22年1月18日に競争的資金に関する講演会を開催し、科学研究費補助金の適切な管理等について、教職員に対して講演を行った。

従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

「災害、事件・事故、薬品等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が求められる。なお、危機管理に関しては、全学的・総合的な体制の確立が期待される。」

【平成16～20事業年度】

17年度の国立大学法人評価委員会による評価で課題とされた上記の指摘を踏まえ、18年度に災害、事件、事故、事件、薬品管理等に関する危機事象毎の全学マニュアル策定するとともに、「国立大学法人群馬大学危機管理規則」に基づき、危機管理室の設置等の体制を整備した。

【平成21事業年度】

引き続き、「危機管理室」を中心に、危機事象毎の14の全学マニュアル等に基づく予防対策の取組並びに危機事象への対応など、適切な運用を図った。

II 教育研究等の質の向上の状況

- (1) 教育に関する目標
① 教育の成果に関する目標

中期目標	<p>(i) 学士課程 豊かな知性と感性、教養、創造性を持ち信頼される人格を備えた人材を育成する。全学共通の教養教育においては、幅広く深い教養を涵養するとともに、プレゼンテーション能力、外国語によるコミュニケーション能力、データ処理能力などの向上を図る。専門教育では、幅広い学識、専門分野における基礎知識、柔軟な実践的能力と問題解決能力、変動する社会へ対応する能力を養成する。</p> <p>(ii) 大学院課程 高い倫理観、豊かな学識及び学際的研究能力を持ち、新しい科学・技術の創造と、社会、地域の発展に貢献できる人材を育成する。専門領域の学問体系の基礎から最先端までの知識・技能を持たせ、自立して研究活動を展開するための基本的能力、実践力、応用力を修得させる。</p>
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 (i) 学士課程 教養教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>【1】 1) 人文・社会・自然科学の各分野及び分野横断的科目を履修させることにより、学問的な視野を広げる。さらに、技術開発、環境保全などに関わる社会問題への関心や洞察力を涵養する教養教育とともに、ボランティア活動などの実践的教育を強化する。</p>	<p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 (i) 学士課程 教養教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>【1】 1) 人文・社会・自然科学の各分野及び分野横断的科目を履修させることにより、学問的な視野を広げる。また、技術開発、環境保全などに関わる社会問題への関心や洞察力を涵養する教養教育とともに、ボランティア活動などの実践的教育をさらに充実させる。</p>	<p>【1】から【14】の中期計画及び21年度計画を順調に実施するとともに、21年度においては、次に掲げる事項について、重点的に推進した。</p> <p>1. 学士課程</p> <p>(1) 教養教育の成果に関する具体的目標の設定の進捗状況</p> <p>① 全学共通教育「教育改善推進テーマ」の実施 18年度から、重点的課題の明確化を図るため設定した「教育改善推進テーマ」について、21年度は、「キャリアデザイン教育」、「国際理解教育」、「環境教育」、「英語教育」、「数学教育」、「情報処理教育」及び「物理教育」の7テーマを掲げ、教育改善を推進した。</p> <p>② 「環境教育科目」の実施 18年度のISO14001の認証取得に対応し、19年度から、「環境教育科目」と認定している教養教育科目8科目の教育内容の充実を行い、学生の環境意識を向上させた。</p> <p>③ 地域実践活動を通じたボランティア精神の育成 「多文化共生」(22科目)などの社会的ニーズの高い課題に関する授業を引き続き開講し、学生たちの多文化社会と地域社会への関心を高め、社会的視野を広げるとともに、地域実践活動を通じボランティア精神を育成した。</p> <p>④ 外国語教育「コミュニケーション教育」の実施と検証 外国語教育のコミュニケーション教育を重視するため、コミュニケーション能力に秀でた人材の選考などの専任教員等の人事や、読み書きと同等の重み付けで扱う目標の設定を行った。</p> <p>⑤ 実践的情報処理教育の実施 引き続き、実践的情報処理教育を充実させるとともに、情報処理入門として全般的な情報倫理、インターネット使用上のマナーや自己防衛力向上のため</p>
<p>【2】 2) 外国語を読み・書き・聞き・話す能力を身に付け、世界各国の事情を学び、国際化に対応できる人材を養成する。その検証には、国際的な語学能力検定試験 (TOEICなど) を利用する。</p>	<p>【2】 2) 外国語を読み・書き・聞き・話す能力を身に付け、世界各国の事情を学び、国際化に対応できる人材を養成する。</p>	
<p>【3】 3) 実践的な情報処理教育の充実を図り、IT活用によるデータシート、ホームページ、レポート等の作成を通して、プレゼンテーションのための諸技能を修得させる。</p>	<p>【3】 3) 情報の検索、レポートの作成、意見の発表など、学生の学習に必要な実践的情報処理教育の充実を図る。また、インターネットを利用する際のマナーと自己防衛の方法も学ばせる。</p>	

<p>【4】 4) 少人数ゼミにより、学習方法・学問的方法論の基礎を学び、討論形式の演習・講義をさらに充実し、高いコミュニケーション能力を修得させるとともに、チームワーク学習の意義を体得させる。</p>	<p>【4】 4) 少人数ゼミにより、学習方法・学問的方法論の基礎を学び、討論形式の演習・講義をさらに充実し、高いコミュニケーション能力を修得させるとともに、チームワーク学習の意義を体得させる。</p>
<p>学部教育の成果に関する具体的目標の設定 【5】 1) 専門分野における学問体系の基礎を理解するとともに、広い視野に立ち主体的に課題を探索できる能力、学問分野にとらわれない横断的な判断能力を育成する。</p>	<p>学部教育の成果に関する具体的目標の設定 【5】 1) 専門分野における学問体系の基礎を理解するとともに、広い視野に立ち主体的に課題を探索できる能力、学問分野にとらわれない柔軟かつ総合的な判断能力を育成する。</p>
<p>【6】 2) 専門分野における諸活動及び社会貢献の基礎となる技能と知識を養う。</p>	<p>【6】 2) 専門分野における諸活動及び社会貢献の基礎となる技能と知識を養う。</p>
<p>【7】 3) 大学院教育との交流を促進し、早期に先端的専門研究に対する関心を喚起する。</p>	<p>【7】 3) 学部学生に大学院講義聴講の機会を与えるなど、大学院教育との交流を早期から促進し、先端的学術研究に対する関心を喚起する。</p>
<p>卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 【8】 専門職業人として、産業・社会で活躍できる人材を育成する。国家資格などの取得について、具体的目標を設定する。就職については、低学年から職業意識向上のための指導を強化する。また、大学院進学を促進するための指導体制を充実する。</p>	<p>卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 【8】 専門職業人として、社会で活躍できる人材を育成する。国家資格などの取得について、具体的目標を設定する。就職については、低学年からインターンシップの推進や職業意識向上のための指導を強化する。また、大学院進学を促進するための指導体制を充実する。</p>
<p>教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 【9】 1) 学生による授業評価を定期的に行い、その結果を組織的に検証し、改善策を立案する。</p>	<p>教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 【9】 1) 学生による授業評価を定期的に行い、その結果を大学評価室並びに大学教育・学生支援機構及び各学部等で組織的に検証し、授業方法等の改善に資する。 ○ 教育実践に顕著な成果を挙げた</p>

めの教育を「群馬大学moodle」を利用することで充実させた。

⑥ 少人数ゼミ「学修原論」の開講

引き続き、専任教員が担当する少人数ゼミ（受講者は原則20名）である「学修原論」を110授業題目開講した。

(2) 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定の進捗状況

「多文化共生推進士」の養成

平成21年度科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」に「多文化推進士」養成ユニットが採択され、多文化共生マインドを育み専門的職業人として巣立つ学生たちが、社会人になってもさらに専門的・総合的・実務的に学ぶ機会を提供するためのシステムを構築した。

(3) 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策の進捗状況

① 学生による授業評価

ア 教養教育科目

大学教育センターにおいて、教養教育科目全般（必修科目等）及び分野別科目（開講数62）に対して、授業評価を実施し、詳細な集計を行った後、その結果を担当教員にフィードバックした。また、改善すべき項目を明確にするため、学長と学生との懇談会において意見聴取を行うとともに、アンケート用紙の自由記載欄の意見を項目別に分類し、組織的検証をするなど、学生の意見を含む評価結果を確実に授業改善に反映させた。

[参考]

実施科目数 62科目
アンケート実施枚数 4,001枚

イ 専門教育科目

16年度から実施している学生の自主性を尊重した授業評価により、教員個々に対する学生の意見を含む評価結果のフィードバック、各部署の授業方法改善関連委員会などにおける評価結果の組織的検証、学生への評価結果の公表、評価結果に基づく学生代表と教員による授業方法改善のための懇談会の実施などを行い、評価結果を確実に授業改善に反映させた。

[参考]

実施科目数 1,254科目
アンケート実施枚数 36,653枚

ウ ベストティーチャー表彰制度によるFD活動

全学的なベストティーチャー表彰制度により、学生の授業評価等に基づく選考を行い、最優秀賞1名、優秀賞10名を表彰した。被表彰者による公開授業の実施並びに被表彰者に対し学長裁量経費より教育研究資金の配分を行った。

また、各学部等の選考段階で優秀と判断された教員について、各学部等のFD活動として、公開模擬授業や講演会を実施した。

② 国際的な教育規格による教育成果の検証

英語について、TOEIC-IP、TOEFL-IPTをそれぞれ年2回実施した。また、ドイツ語については、ドイツ語技能検定試験3級を基準とした目標設定の作成を進め、アチーブメント・テストの試行を行った。

	<p>教員にベストティーチャー賞を授与し、受賞者による公開模範授業等を通してFDの充実を図る。</p>
<p>【10】 2) 課題探究型少人数学習において、課題解決のための調査、結果のまとめ、レポートの作成、発表などの過程で教員と学生の対話を通して教育成果を検証する。</p>	<p>【10】 2) 課題探究型少人数学習において、課題解決のための調査、結果のまとめ、レポートの作成、発表などの過程で教員と学生の対話を通して教育成果を検証する。</p>
<p>【11】 3) TOEIC、TOEFL、JABEE等の国際的な教育規格により教育成果を検証する。</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>
<p>(ii) 大学院課程 大学院教育の成果に関する具体的な目標の設定 【12】 課題を把握し、問題を設定し、実験等によりデータを取得し、その結果に論理的考察を加え、新しい知の創造ができる能力を養成する。さらに、その成果を国内外の研究会や学会、あるいは、専門学術誌などに公表できる能力を養成する。</p>	<p>(ii) 大学院課程 大学院教育の成果に関する具体的な目標の設定 【12】 修士課程では、高度専門職業人としての深い知識の習得と専門的技術の体得を目標とする。 博士課程では、課題を把握し、問題を設定し、実験等によりデータを取得し、その結果に論理的考察を加え、新しい知の創造ができる能力を養成する。さらに、その成果を国内外の研究会や学会、あるいは、専門学術誌などに公表できる能力を養成する。 専門職学位課程では、教育現場の課題に対応できる高度な実践的指導力を備えた教員を養成する。</p>
<p>修了後の進路等に関する具体的な目標の設定 【13】 教育・研究者を目指す者は、国内外の教育・研究機関で研究・教育職、あるいは特別研究員などの地位を得て自立的に活動できるように、また、民間企業・行政などを目指す者は、大学院で修得した課題探究型能力を活かせるように指導する。</p>	<p>修了後の進路等に関する具体的な目標の設定 【13】 教育・研究者を目指す者は、国内外の教育・研究機関で研究・教育職、あるいは特別研究員などの地位を得て自立的に活動できるように、また、民間企業・行政などを目指す者は、大学院で修得した課題探究・問題解決能力を活かせるように指導する。</p>
<p>教育の成果・効果の検証に関する具体的な方策 【14】 セミナー、研究会、学会などに積極</p>	<p>教育の成果・効果の検証に関する具体的な方策 【14】 セミナー、研究会、学会などに積極</p>

2. 大学院課程

(1) 大学院教育の成果に関する具体的な目標の設定の進捗状況

教育学研究科(専門職学位課程)と教育現場との往還型カリキュラムの充実

20年度に設置した専門職学位課程教職リーダー専攻の2年次のカリキュラムとして、現職教員の学生は、在籍校、その他の学生は、連携協力校において、教育現場の課題解決に取り組む「課題解決実習」(2年間で520時間)を実施した。その成果については、課題研究報告会において、報告するとともに、群馬県教育委員会主事ほか学外の委員を含む評価委員の評価を受けた。

(2) 修了後の進路等に関する具体的な目標の設定の進捗状況

① グローバルCOEによる次世代リーダーとなる若手研究者の育成

グローバルCOE「生体調節シグナルの統合的研究」を継続実施し、世界的研究拠点の形成と次世代のリーダーとなる若手研究者の育成を行った。特に、自立的活動能力を涵養するために、学生自らが企画立案し運営するワークショップを開催した。

② 医学系研究科医科学専攻(博士課程)の修了生に対する取組

修了後に学術振興会特別研究員、研究機関のポストドクター等として研究を継続できるよう各修了生毎に研究指導者を配置した。

③ 工学研究科(博士課程)の長期インターンシップ等の取組

ア 博士前期課程及び博士後期課程の学生を学外の研究機関・企業に派遣し、研究者としての視野を広げることを目的とした特別実習を実施した。
イ 派遣型人材育成プログラム(長期インターンシップ)を大学院教育で実施し、高度専門職業人としての人材育成を進めている。

(3) 教育の成果・効果の検証に関する具体的な方策の進捗状況

教育成果の検証

各研究科とも、引き続き、セミナー、研究会、学会などに学生を積極的に参

的に参加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証する。また、原著論文の専門学術誌上での公表、国内外で開催される専門学会での発表、各種受賞、表彰等の成果を評価する。

的に参加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証する。また、原著論文の専門学術誌上での公表、国内外で開催される専門学会での発表、各種受賞、表彰等の成果を評価する。

加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証した。特に、医学系研究科では、博士課程の修了条件として、国際的英文雑誌への採択を基本とし、これまで3年次修了の要件としていた、インパクトファクター(IF)3.0以上の高い学術雑誌への論文の掲載について、4年次修了生にも推奨し、学生全員がIFの高い学術雑誌に掲載することができるような研究指導を行った。

II 教育研究等の質の向上の状況

- (1) 教育に関する目標
- (2) 教育内容等に関する目標

中期 目 標	<p>(i) 学士課程 明確な勉学意欲と豊かな倫理観を持つとともに、基礎的学力を備えた学生を選抜することをアドミッション・ポリシーとするが、高校教育のプロセスに対応した柔軟な入学者選抜にも配慮する。さらに、社会人、留学生などにも広く門戸を開く。教養教育では、幅広く深い教養、総合的判断力、自然との共生を基盤にした豊かな人間性を育てるカリキュラムを、専門教育では、専門分野の最新の知識及び技術を修得する基礎的能力や課題解決能力を養成するためのカリキュラムを設計する。教育方法では、講義と実験・実習・ゼミなどを適切に組み合わせることにより、学習意欲の向上とその成果の定着を図る。実験・実習・ゼミでは少人数教育を実施し、課題探求・問題解決型学修を導入するとともに、コミュニケーション能力などの向上を図る。成績評価においては、それが学生や社会に信頼され、学習意欲を引き出すものとなるように評価方法を改革する。</p> <p>(ii) 大学院課程 アドミッション・ポリシーは、専門領域における基礎知識と将来指導的役割を担うための資質・能力・意欲・倫理観を持つ人材を選抜すること、及び多様な学修歴を持つ受験者の資質・能力を適切に評価し、社会人や留学生を積極的に受け入れることである。教育課程では、高い倫理観に立脚し、専門的知識及び技術を修得した高度専門職業人、並びに創造的能力を備えた研究者を育成する。教育方法は、体系性をもった多様な学科目の修得を義務づけるとともに、国内外の諸機関との連携により視野を広げる教育を実施する。成績評価は、客観性のあるものにし、それが学生や社会に信頼され、学習意欲を引き出すものとなるように評価方法を改革する。</p>
--------------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(i) 学士課程 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>【15】 1) 大学説明会、オープンキャンパス、高等学校大学連携授業等を積極的に実施し、各高校にアドミッション・ポリシーを広報する。同時に、大学ホームページや各種大学受験案内などに入試情報を掲載し、広報活動を活性化する。</p>	<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(i) 学士課程 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>【15】 1) 大学説明会、オープンキャンパス、高等学校大学連携授業、進路指導教諭との懇談会等を積極的に実施し、各高校にアドミッション・ポリシーを広報する。同時に、大学ホームページや各種大学受験案内などに入試情報を掲載し、広報活動を活性化する。 ○ 各種イベントへの参加、高校訪問、広報誌の活用等による宣伝活動を積極的に行う。</p>	<p>【15】から【42】の中期計画及び21年度計画を順調に実施するとともに、21年度においては、次に掲げる事項について、重点的に推進した。</p> <p>1. 学士課程</p> <p>(1) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策の進捗状況 オープンキャンパス、進学相談会、模擬授業及び出前授業などの取組により、学生確保に努め、適正な入試倍率を維持し、優れた学生を選抜した。</p> <p>① 全学オープンキャンパス等の開催（8月1日(土)、2日(日)） 20年度に引き続き、県内及び県外(栃木・埼玉県)の全高等学校と近県(新潟・長野県)で本学への志願者が多い高等学校(計5県702校)に対し、オープンキャンパスの案内をした結果、2,844名(昨年度比78名増)の参加者があった。 なお、当日実施したアンケート調査の結果、89%の出席者から、「自分の志望(学部・学科)選択に役立った」等の回答があった。 また、各学部もオープンキャンパスを開催し、アドミッションポリシーを積極的に説明した。</p> <p>② 進学相談会の開催（9月19日(土)、20日(日)、26日(土)） 県内(高崎・桐生市)と県外(東京都)の3会場において、特別入学試験学生募集要項と一般入学試験学生募集要項の配付を兼ねた本学独自の進学相談会を開催し、699名(昨年度比5名増)の参加者があった。 なお、当日実施したアンケート調査の結果、69%の出席者から、「本学を第一志望としている」の回答があった。</p> <p>③ 進学相談会への参加 関東・甲信越地区を会場とする進学相談会に重点的に参加(延べ134回)し、延べ2,288名の受験生、保護者等に入試広報を行った。さらに、効果的な入試広報を行うため、地域や主催者別に各会場のデータを収集し、受験生</p>
<p>【16】 2) 入学者選抜方法研究委員会において、入学者の追跡調査を行って実態を把握し、改善策を選抜方法の改善に役立てる。</p>	<p>【16】 2) 入学者の追跡調査を行い、実態を把握するとともに、選抜方法の改善に役立てる。</p>	
<p>【17】 3) 社会人、私費留学生、帰国子女特別選抜を引き続き実施する。また、国費留学生も広く受け入れる。</p>	<p>【17】 3) 社会人、私費留学生、帰国生特別選抜を引き続き実施する。また、国費留学生も広く受け入れる。</p>	
<p>【18】</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>	

<p>アドミッション・ポリシーに適合した学生の受け入れを推進するために、アドミッション・オフィス（仮称）の設置を検討する。</p>	<p>の特性について分析を行い、次年度の進学相談会会場選定のための参考データとして、活用することとした。</p>
<p>教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策 【19】 1) 教養教育においては、少人数ゼミ、総合的学習、外国語教育などに重点をおくとともに、専門科目に関連した分野の充実を図る。また、国際的コミュニケーション能力の育成、情報判断能力を含めた幅広い情報処理能力の育成、自らの健康状態を判断することができる基礎的健康知識の増進などを図る。さらに、学生の学習意欲を高めるために、産業界等から非常勤講師を招き、トピックス的な内容を持つ特別科目の充実を図る。</p>	<p>教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策 【19-1】 1)-① 教養教育においては、少人数ゼミ、総合的学習、外国語教育などに重点をおくとともに、専門科目に関連した分野の充実を図る。また、国際的コミュニケーション能力の育成、情報判断能力を含めた幅広い情報処理能力の育成、自らの健康状態を判断することができる基礎的健康知識の増進などを図る。さらに、学生の学習意欲を高めるために、産業界等からの講師（ゲスト講師）を招き、トピックス的な内容を持つ特別科目の充実を図る。</p>
<p>【20】 2) 専門教育では、コア・カリキュラムと選択カリキュラムを区分して設定する。また、学生参加型少人数教育を充実し、自己能力、問題解決能力を涵養する。卒業年には、卒業研究を課し（医学科を除く）、きめ細かな指導が可能なシステムを充実する。</p>	<p>【20】 2) 専門教育では、コア・カリキュラムと選択カリキュラムを区分して設定する。また、学生参加型少人数教育を充実し、課題探求能力、問題解決能力を涵養する。卒業年には、卒業研究を課し（医学科を除く）、きめ細かな指導が可能なシステムを充実する。</p>
<p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 【21】 1) 少人数ゼミ形式の授業では、課題発見法・分析法・発表法・レポート作成法などを修得させる。総合的学習と、外国語教育においては、視聴覚教材等を活用するとともに、教員と学生間のコミュニケーションを密にする。</p>	<p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 【21】 1) 少人数ゼミ形式の授業では、課題発見法・分析法・発表法・レポート作成法などを修得させる。総合的学習と、外国語教育においては、視聴覚教材等を活用する。</p>
<p>【22】 2) スキル養成を目的とする授業には、TAなど教育支援者を重点的に配置する。また、安全性が必要な授業（健康学の実技、薬品等の処理を含む実験等）には、補助員を配置する。</p>	<p>【22】 2) スキル養成を目的とする授業（情報処理入門、生物学実験等）には、TAなど教育支援者を配置する。また、安全確保を必要とする授業（健康科学の実技、薬品等の処理を含む実験等）には、補助者を配置する。</p>
<p>【23】 3) 担任制、オフィスアワー、TAを充実させるとともに、履修ガイダンス</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>
	<p>④ 模擬授業・出前授業の実施並びに大学見学 61高等学校に模擬授業及び出前授業を実施し、17の高等学校が本学を見学した。</p> <p>⑤ 入学者の追跡調査 入学者の追跡調査として、入学試験結果の分析、各種アンケートの集計・分析及び成績の分析等を継続して実施するとともに、22年2月に「入学者選抜方法研究報告書」を発行した。 21年度は、上記調査の結果に基づき、医学部医学科の学士編入学試験を「3年次」から「2年次」に変更した。</p> <p>(2) 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策の進捗状況 ① TAの配置 情報処理、健康科学及び自然科学系の実験などに、TAを516名を配置し、スキルの支援及び安全の確保を行った。</p> <p>② 全学FDの実施 12月4日に斬新な教育方法の開発に先進的に取り組んでいる他大学から、講師を招き全学FDを開催した。 また、引き続き、各学部毎に、定期的な公開授業の実施やワークショップを開催し、授業方法の改善を行った。特に、公開した授業は、DVDに記録し、必要な教員には、いつでも貸し出せる体制を整備した。</p> <p>(3) 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策の進捗状況 GPA制度の活用 全学部でGPA制度を採用し、成績の優れたの学生(上位5%程度)には、S評価を与えるなどし、学生の学習意欲を喚起した。また、GPAを利用して各学部から選抜された6名の学生について、卒業時に学長表彰を行った。</p>

と学生相談体制を充実する。また、修学上の問題を抱えた学生の支援体制を強化する。	
【24】 4) 定期的にFDを企画し、斬新な教育方法の開発・紹介を行い、教員の教育能力の向上に努める。	【24】 3) FDを企画し、斬新な教育方法の開発・紹介を行い、教員の教育能力の向上に努める。
【25】 5) 研究生、科目等履修生、聴講生の指導方法を改善する。各学部等と留学生センターとの連携を緊密にして、留学生チューター制度の充実を図る。	【25】 4) 研究生、科目等履修生、聴講生の指導体制を明確にするとともに、指導方法を改善する。各学部等と国際教育・研究センターとの連携を緊密にして、留学生チューター制度の充実を図る。
適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【26】 1) シラバスでは、成績評価基準や到達基準を明示する。さらに、試験の配点、成績評価の根拠などを公表する。	適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【26-1】 1)-① シラバスでは、成績評価基準や到達基準を明示する。 ----- 【26-2】 ② 試験の模範解答及び配点、成績評価の根拠などを公表する。
【27】 2) 教養教育では、個々の知識量だけでなく、総合力（基礎知識、自己学習遂行、調査、発表、文書作成力等）も重視した成績評価を実施する。	【27】 2) 教養教育では、個々の知識量だけでなく、総合力（基礎知識、自己学習遂行、調査、発表、文書作成力等）も重視した成績評価を実施する。
【28】 3) 教育効果の向上を図るために全学部においてGPA (Grade point average) を導入する。また、GPAを利用した成績優秀な学生の顕彰制度を確立する。	【28】 3) GPAを利用した成績優秀な学生の顕彰を行う。
(ii) 大学院課程 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 【29】 1) 学部教育の課程で、大学院教育の意義を明確にし、大学院進学への関心を喚起する。また、学内者、学外者を対象として、大学院説明会を実施する。	(ii) 大学院課程 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 【29】 1) 学部教育の課程で、大学院教育の意義を明確にし、大学院進学への関心を喚起する。また、学内者、学外者を対象として、大学院説明会を実施する。
【30】 2) 各種媒体を利用して、アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容、主要研究設備及び教員の研究内容等を広報する。公開講座、高等学	【30】 2) 各種媒体を利用して、アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容、主要研究設備及び教員の研究内容等を広報する。公開講座、高等学

2. 大学院課程

(1) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策の進捗状況

大学院説明会の開催

各研究科毎に学部学生や学外者を対象とした大学院説明会を開催し、アドミッション・ポリシーなどについて、説明を行った。また、社会人に対しては、休日に説明会を実施するなどの便宜を図った。特に、医学系研究科では、大学院の研究内容だけでなく、グローバルCOE、大学院GPによる経済的支援、学生に対する研究費支援策等を説明するとともに、基礎臨床融合型研究推進コース、がんプロフェッショナル養成プランのプログラム内容を説明し、次世代の臨床研究者の重要性を理解させた。

校と大学間連携事業などを企画・主催して、研究科の教育内容、研究活動を広く宣伝し、大学院志望者の増加を図る。	校と大学間連携事業などを実施して、研究科の教育内容、研究活動を広く宣伝し、大学院志望者の増加を図る。
【31】 3) 社会人に対しては、経験や実績の評価も取り入れて選抜する。留学生には、日本語能力の不足を配慮した受け入れ体制の充実を図る。	【31】 3) 社会人に対しては、経験や実績の評価も取り入れて選抜する。留学生に対しては、その受け入れ体制の充実を図る。
教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策 【32】 1) 大学院課程で共通に必要なとされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるための共通カリキュラムを編成する。また、学部のカリキュラムと連続性・整合性を持つ大学院カリキュラムを編成する。	教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策 【32】 1) 大学院教育を充実させるため、大学院課程で必要とされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるためのカリキュラム及び学部のカリキュラムと連続性・整合性を持つ大学院カリキュラムを編成する。
【33】 2) 学生参加型少人数授業を取り入れ、その企画・立案・進行・評価などを学生主体で行わせる。	【33】 2) 学生参加型少人数授業を取り入れ、その企画・立案・進行・評価などを学生主体で行わせる。
【34】 3) 学外での教育研究活動の単位化やインターネットなどによる遠隔地からの研究指導の制度化を検討する。	【34】 3) ICT有効利用による遠隔授業や研究指導を行う。
【35】 4) 留学生に対しては、留学生のニーズに合わせた教育プログラム及び留学生センターによる日本語教育を整備充実する。社会人や科目等履修生のために、夜間開講のカリキュラムを充実させる。	【35-1】 4)-① 留学生のニーズに合わせた教育プログラムを充実させる。 ----- 【35-2】 ② 社会人や科目等履修生のために、夜間、土日及び長期休業期間中開講のカリキュラムを充実させる。
授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 【36】 1) 履修ガイダンスの充実とともに、学生の修学相談に応じられる体制を整備する。	授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 (平成19年度計画実施済事項)
【37】 2) 教員に対するFDや公開授業などを開催して、斬新な教育方法を紹介し、積極的な利用を支援する。	【37】 1) 教員に対するFDや公開授業などを開催して、斬新な教育方法を紹介し、積極的な利用を支援する。
【38】 3) 国内外の教育研究機関での実習や学外組織とのネットワーク授業を推	【38】 2) 国内外の教育研究機関での実習や学外組織とのネットワーク授業を推

(2) 教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策の進捗状況

① 学生参加型少人数授業の実施

各研究科において、多くの授業で学生参加型少人数教育を実施し、演習、実習においては、企画、立案、調査、発表、討論などの一連の流れを学生主体で行わせている。

② 社会人学生等のための夜間開講カリキュラム等の実施

各研究科において、社会人や科目等履修生が就業と修学が両立できるよう、夜間開講プログラム、土日、夏期などの特定時期における集中講義、サテライト教室での講義を実施した。特に、医学系研究科保健学専攻では、大学院GP「地域・大学院循環型保健学リーダーの育成」の社会人を対象とした教育プログラムにより、7名の学生が就労しながら、教育、研究指導を受けた。

(3) 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策の進捗状況

COE、GPなどの競争的資金等を活用したポストドクター、RAの確保

COE、GPなどの競争的資金等を有効に活用して、ポストドクター25名、RA46名のポストを確保した。

(4) 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策の進捗状況

① 優れた成果を上げた学生に対する顕彰

研究業績、研究発表、研究者としての将来性や発展性を選考基準として、優れた成果を上げた学生を顕彰した。特に、医学系研究科では、在籍時に特に顕著な業績を上げた学生に対し、大学院学術優秀者として顕彰した。また、大学院GPの資金を活用して優秀な学生に対し、インセンティブを与えるとともに、学会賞等の受賞を推進した。さらに、国際意識を高めるため、国際学会において第一著者として発表する学生に対し、渡航旅費を支援した。

② 成績優秀者に対する修了年限の短縮

大学院学則、各研究科規程に基づき、成績優秀な学生の早期修了制度を積極的に活用した。医学系研究科では、審査基準について、インパクトファクター(IF)3.0以上の高い学術雑誌への論文の掲載に、共著者の人数も設定することとした。

<p>進する。</p>	<p>進する。 ○ 海外の学生との交流を推進するための支援プログラムを充実する。</p>
<p>【39】 4) 研究生、科目等履修生、聴講生のニーズに応えるために指導方法を改善する。各研究科と留学生センターが連携し、留学生チューター制度を充実する。社会人入学者に対する夜間開講、夏季休暇期間開講などを拡充するとともに、遠隔授業を実施するための環境を整備する。</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>
<p>【40】 5) ポストドクター、RAなどの教育研究支援者のポストを用意するとともに、TAの増員を図る。</p>	<p>【40】 3) ポストドクター、RAなどの教育研究支援者のポストを用意するとともに、必要に応じてTAの増員を図る。</p>
<p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【41】 1) シラバスに具体的な評価基準を明示し、適正で厳正な評価を実施する。演習は、文献講読・研究発表・討論等を通じて、到達度・積極性・意欲等の面から、実験は、目的・方法・実験操作・結果の分析・考察・創造性等の面から多面的に評価する。</p>	<p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【41】 1) シラバスに具体的な評価基準を明示し、適正で厳正な評価を実施する。</p>
<p>【42】 2) 成績優秀な学生の顕彰制度、成績評価の根拠の公表などを実施し、教育効果の向上を図る。また、成績優秀者には、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。</p>	<p>【42】 2) 成績優秀な学生の顕彰、成績評価の根拠の公表などを実施し、教育効果の向上を図る。また、成績優秀者には、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 ③ 教育の実施体制等に関する目標

中期目標
 教職員の配置については、公募制・任期制の適用範囲を拡大し、人事の流動を促し、研究・教育の活性化を図る。重点的な人的配置、年齢、性別によらず有能な教職員の登用、外国人教員の適正配置に努める。教員の教育業績評価システムを確立し、人事、任期制教員の再任評価、顕彰制度などに活用する。また、全学共通の教養教育は、全教員の参加体制で実施する。
 教育環境整備については、教育設備の充実、空調設備の整備、障害者等にも配慮した学習環境の整備、老朽化した教室の更新などにより、教育環境を改善する。また、少人数教育用や学生の自己学習のための教育設備を充実する。
 教育の質の改善のために、授業方法改善研究部会を中心としたFD活動を活性化し、公開授業、授業改善活動の充実を図る。さらに、学生による授業評価、シラバスの掲示板機能を利用し、常時学生の教育に対する満足度を計測する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 適切な教職員の配置等に関する具体的方策 【43】 1) 教員の採用は原則として公募制により選抜する。また、選考基準を公表する。</p>	<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 適切な教職員の配置等に関する具体的方策 (平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>【43】から【60】の中期計画及び21年度計画を順調に実施するとともに、21年度においては、次に掲げる事項について、重点的に推進した。</p> <p>1. 適切な教職員の配置等に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>教員の欠員補充 教員の欠員補充については、「欠員教員の後任補充等に係る基本方針」を踏まえ、役員会で大学、個別部局等の全体戦略及び将来計画との関連性を十分に精査し、適切な人事配置を実施した。</p>
<p>【44】 2) 新たに採用する教員に対しては、全部局で任期制の導入を検討する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>2. 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策の進捗状況</p>
<p>【45】 3) 教員の教育研究業績データベースを整備する。平成18年度～19年度を目途に教育、研究、社会貢献、管理運営面の貢献など多面的な評価を行うシステムを確立し、教員の諸活動の支援と啓発を行うとともに、その評価結果を人事配置などに反映させる。</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>	<p>(1) 学生用図書の充実 学生の自己学習を促進するため、「学生が選ぶ1000冊の本」、「学生が選ぶ図書キャンペーンin工学部」などの取組を行い、学生用図書の充実(計538冊購入)を図った。</p> <p>(2) 情報リテラシー教育等の充実 総合情報メディアセンターと各部局が連携して、電子ジャーナル、各種データベースの講習会や文献検索演習の講習会を実施し、情報リテラシー教育の充実を図った。また、情報倫理e-ラーニング教材(日本語版と英語版)を作成・公開し、674名利用者があった。</p>
<p>【46】 4) 年齢、性別によらず有能な教職員の登用し、適切な人事配置を検討するシステムの構築を図る。</p>	<p>【46】 役員会において計画的な人事管理を行う。</p>	<p>(3) シラバスに掲載された図書の収集 各キャンパスの図書館において、各教員と連携して収集した、シラバスに掲載された図書397冊を購入し、学生の自学・自習に提供した。</p>
<p>【47】 5) 全学共通の教養教育に関して、全学教員の参加による企画・実施・運営組織を置く。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>3. 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策の進捗状況</p> <p>「群馬大学moodle」の活用 Web上で、講義資料の配付や学生からの質問・意見等の集約ができるe-ラーニングシステム「群馬大学moodle」の活用により、きめ細やかな指導を行った(21年度末現在 登録教職員171名、171科目登録)。</p>
<p>教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 【48】</p>	<p>教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 【48】</p>	

<p>1) 老朽化した講義室の改修、空調の整備、古い学習用調度品の更新を図る。また、小グループセミナー等のための少人数用教室、基礎教育と総合的な学習のための中規模講義室を整備する。</p>	<p>1) 施設・環境推進室の下、各講義室等の点検・評価を行い、その結果に基づき必要に応じて整備を行う。</p>
<p>【49】 2) 学生の自己学習を促進するために、図書館の充実を図るとともに、自習室並びにパソコン室を整備する。</p>	<p>【49】 2) 学生用図書を充実させるとともに、図書館内の学習スペース、情報機器類、ネットワークの環境整備等を行い、学生の学習環境を整える。</p>
<p>【50】 3) 主要な講義室には液晶プロジェクターなどのAV機器を設置する。</p>	<p>【50】 3) 教育効果を高めるため、主要な講義室には液晶プロジェクターなどのAV機器を設置する。</p>
<p>【51】 4) 情報活用のためのリテラシー教育を関係部局が連携して行う体制を整備する。</p>	<p>【51】 4) 総合情報メディアセンターと各部局が連携し、情報リテラシー教育等の充実を図る。</p>
<p>【52】 5) 図書館は、各教員と連携してシラバスに掲載された資料を収集して提供する。</p>	<p>【52】 5) 図書館は、各教員と連携してシラバスに掲載された図書資料を収集して提供する。</p>
<p>【53】 6) Web上の情報を共有するため、安全性を強化し、イントラネットやe-learningの基盤を整備する。また、双方向情報システムを整備し、学生の自己学習支援システムの構築を図る。</p>	<p>【53】 6) インターネットを活用するため、情報通信基盤の安全性を強化する。また、学生の学習支援システムの構築を図るため、ICT有効活用の基盤を整備する。</p>
<p>教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 【54】 1) 大学評価委員会及び自己評価専門委員会を中心に、学生の授業評価、調性学生による教育に対する満足度調査、卒業生やその職場の意向調査を定期的に実施し、その結果を公表する。また、関係委員会が指摘された問題点に対する改善策を立案し、確実に実行するシステムを構築する。</p>	<p>教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 【54】 1) 学生の授業評価、学生による教育に対する満足度調査を実施し、その結果を公表する。また、関係委員会が指摘された問題点に対する改善策を立案し、確実に実行する。</p>
<p>【55】 2) 授業方法改善研究会を中心に、公開授業、授業方法改善活動を活性化させる。公開授業では、教員相互間で評価を行うとともに、報告書を作成し公表する。</p>	<p>【55】 2) 教育方法企画部会を中心に、公開授業、授業方法改善活動を活性化させる。公開授業では、教員相互間で授業改善の検討を行うとともに、報告書を作成し公表する。</p>
<p>【56】</p>	<p>【56】</p>

<p>3) シラバスの機能を強化し、常時全 教員・全科目につき学生がWeb上で 授業評価、質問、意見などを提出し きるシステムを導入する。このよう な情報を集積して、データベースと して活用する。</p>	<p>3) 学生からWeb上で出された質問、 意見などの情報を集積して、データ ベースとして活用する。</p>
<p>【57】 4) 平成18年度～19年度を目的に 教員の教育研究活動に対する全学的 評価システムを確立する。優れた評 価の教員を表彰する制度を設けると ともに、評価結果を研究費等資源配 分に反映させるシステムを策定す る。</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>
<p>教材、学習指導法等に関する研究 開発及びFDに関する具体的方策 【58】 1) 授業方法改善研究会を中心に、 教育方法、教材・学習方法に関する 検討を積極的に行う。また、FDや教 育法に関するワークショップを定期 的に実施し、教育システムや教育能 力の向上を図る。</p>	<p>教材、学習指導法等に関する研究 開発及びFDに関する具体的方策 【58】 1) 教育方法企画部会を中心に、教育 方法、教材・学習方法に関する検討 を積極的に行う。また、FDや教育法 に関するワークショップを実施し、 教育システムや教育能力の向上を図 る。</p>
<p>【59】 2) 学生との定期的な懇談会を設け、 学生の要望を教育方法の改善に生か す。</p>	<p>【59】 2) 学生との定期的な懇談会を設け、 学生の要望を教育方法の改善に生か す。</p>
<p>全国共同教育、学内共同教育等に 関する具体的方策 【60】 他大学との共同教育、学内の共同教 育を積極的に進める。特に、単位互換 に積極的に取り組む。</p>	<p>全国共同教育、学内共同教育等に 関する具体的方策 【60】 他大学との共同教育、学内の共同教 育を積極的に進める。特に、単位互換 に積極的に取り組む。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 ④ 学生への支援に関する目標

中期目標 学生への学修支援については、入学生の多様な学力に配慮したきめ細やかな支援体制を構築すること、勉学への意欲、将来への目的意識を育む学習環境を整備し、学生が必要とする情報をいつでも容易に提供できる体制を整備することなどを基本方針とする。
 学生への生活支援については、学生の実態調査を定期的実施し、それに基づき柔軟に対応できる学生支援体制を整備すること、学生生活や各種活動に対して指導や助言等を行う組織を充実させること、就職支援やアルバイトの紹介など経済的側面における支援を強化することなどを旨とする。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策</p> <p>【61】 1) 大学入学試験制度や高校カリキュラムの多様化に対応して、学修相談機能及び補講などの導入教育の充実を図る。</p>	<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策</p> <p>【61】 1) 大学入学試験制度や高校カリキュラムの多様化に対応して、学修相談機能及び補講などの導入教育の充実を図る。</p>	<p>【61】から【76】の中期計画及び21年度計画を順調に実施するとともに、21年度においては、次に掲げる事項について、重点的に推進した。</p> <p>1. 学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>導入教育の充実 入学時の学力不足分野を補うために、21年度は新たに、医学部保健学科看護学専攻、工学部情報工学科に「英語」、工学部応用化学・生物化学科に、「物理学入門演習」、工学部夜間主コースに「数学物理入門」の習熟度別クラス編成を導入し、導入教育の充実を図った。</p>
<p>【62】 2) 学生支援センターを設置し、履修・厚生補導・課外活動・奨学金・学生寮や留学相談などにきめ細やかな対応をする。定期的に学生実態調査を実施し、支援体制の改善に活用する。</p>	<p>【62】 2) 学生支援センターにおいて、履修・厚生補導・課外活動・奨学金・学生寮や留学相談等に関し、きめ細やかな対応をする。</p>	<p>2. 生活相談等に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>(1) テキスト「学生と向き合う25の提案」の配付 学生の悩み等に対する指導・助言を行う教職員に対し、テキスト「学生と向き合う25の提案」を配付し、相談体制の充実を図った。</p>
<p>【63】 3) 低学年において合宿研修を実施し、教職員と学生の交流を深める。平成17年度を目途にオフィスアワーを設定するとともに、研究室の開放などを通じて、交流の実効性を高める。</p>	<p>【63】 3) 教職員と学生の交流を深めるため、低学年において合宿研修を実施する。また、オフィスアワー、研究室の開放などを通じて、交流の実効性を高める。</p>	<p>(2) 障害のある学生に対する支援の充実 引き続き、専門支援者による手話、遠隔通信技術を利用したキャンパス間連携を含むパソコンテイク及びトイレ・食事・移動などの介助を実施するとともに、21年度から新たに、iPhoneを利用した遠隔字幕表示によるパソコンテイクを実施した。</p>
<p>【64】 4) クラス担任制を充実させる。また、教員が、常時学生の相談に応じられる体制を設けるとともに保護者などで構成される後援会及び同窓会との連携を強化する。</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>	<p>(3) カウンセリング体制の充実 21年10月から新たに、太田キャンパスに臨床心理士を配置(週1時間)するとともに、桐生キャンパスのカウンセリング時間を1.5倍に増やすなど、カウンセリング体制の充実を図った。また、桐生キャンパスの入院施設保有病院所属の精神科医を学校医に委嘱し、精神に緊急異常が生じた学生の入院等に対処した。</p>
<p>生活相談等に関する具体的方策</p> <p>【65】 1) 修学、精神的悩みや対人関係などの相談体制を拡充する。保健管理センターにおいては専門職によるカウンセリング機能を充実させる。また、セクシュアル・ハラスメント防止体制を強化するとともに、障害をもつ</p>	<p>生活相談等に関する具体的方策</p> <p>【65】 1) 修学、精神的悩みや対人関係などの相談体制を充実させる。健康支援総合センターの専門職によるカウンセリング機能を充実させる。また、ハラスメント防止体制や障害のある学生への支援体制を強化する。</p>	<p>(4) 地域貢献活動の理論的かつ実践的な体験・学習機会の提供 「地域貢献活動学生協力者養成講座」(21年9月)を開催し、地域貢献活動の理論的かつ実践的な体験・学習機会の提供を行った(34名参加)。</p> <p>(5) 講師以上の全教員を対象にした「学生相談アンケート」の結果の活用 講師以上の全教員を対象に「学生相談アンケート」を実施し、学生からの相談内容及びその対応方策等を取りまとめ、日常の学生相談に活用するよう冊子として配付した。</p> <p>(6) メールによる「メンタルヘルス通信」の送信 21年9月から、教員に精神面の学生相談のスキル向上のため、毎月、全教員</p>

<p>学生への支援体制を創設する。</p> <p>【66】 2) 平成17年度に学生支援の窓口を自 設置し、学生のクラブ活動、学生自 治会、ボランティア活動、NPOなど 多様な形で社会参加するための自主 組織に対して積極的に支援を行う。</p> <p>【67】 3) 学生面談を行い、修学、健康管理、 生活、進路等の相談や助言をする。 また、教職員の指導力向上のために、 学生相談に関する手引きを作成し研 修を実施する。</p> <p>就職支援等に関する具体的方策 【68】 1) 就職ガイダンスや、キャリアカウ ンセラーによる就職指導を充実し、 就職指導担当教職員との連携による 就職支援体制を強化する。また、キ ャリアガイダンスを低学年から実施 する。</p> <p>【69】 2) 平成16年度に県内他大学等と合 同の実務者レベル就職研究会を設 置し、また、経済界との意見交換を 図る。さらに、新たに、企業の人事 経験者等による専門的助言者を配 して、指導体制の強化を図る。</p> <p>【70】 3) インターンシップを推進し、企業、 公的機関、学校、施設等において学 生に実務経験を積ませる。平成17 年度に教職員による「インターン シップ推進協議会」（仮称）を設 置する。</p> <p>経済的支援に関する具体的方策 【71】 1) 奨学金制度などの諸制度を熟知さ せるとともに、TAなど学内補助業務 やアルバイトなどの紹介体制を充実 させる。</p>	<p>【66】 2) 学生支援の窓口において、学生の クラブ活動、学生自治会、ボランテ ィア活動、NPOなど多様な形で社会 参加するための自主組織に対して積 極的に支援を行う。</p> <p>【67】 3) 学生支援センター学生相談・生活 部会において、広く学生生活に関す る相談体制を充実させる。学生相談 に関する手引きを利用し、教職員の 指導力向上を図る。</p> <p>就職支援等に関する具体的方策 【68-1】 1) 就職ガイダンスや、キャリアカウ ンセラーによる就職指導を充実し、 就職支援部会、キャリアサポート室 及び就職指導担当教職員との連携に よる就職支援体制を強化する。また、 キャリアガイダンスを低学年から実 施し、職業意識を高める。 ○ 県と連携し、就職支援を強化す る。</p> <p>【69】 2) 国公立大学が参加する就職指導 担当者研修会や全国就職指導ガイ ダンス等において、意見交換を図る。 さらに、企業の人事担当者による 専門的助言や情報の収集により、就 職指導体制の強化を図る。</p> <p>【70】 3) インターンシップを推進し、企業、 公的機関、学校、施設等において学 生に実務経験を積ませる。</p> <p>----- 【68-2】 4) キャリアサポート室等を中心に、 学生の就職活動のための実践的支援 （模擬面接の実施、小論文作成技術 の訓練等）を行う。</p> <p>経済的支援に関する具体的方策 【71】 1) 説明会やホームページ等を通して 奨学金制度などの諸制度を熟知させ る。また、TAなど学内補助業務やア ルバイトなどの紹介体制を充実させ る。 ○ 深刻化する不況を受けて、保護 者の解雇等に伴う家計の悪化によ</p>	<p>に対し、健康支援総合センターから「メンタルヘルス通信」をメールで送信し た。</p> <p>3. 就職支援等に関する具体的方策の進捗状況 (1) 就職ガイダンス等の実施 学生支援センター就職支援部会主催による就職ガイダンス（合計6講座、開 催回数50回、参加者延べ3,443名）を開催した。</p> <p>(2) キャリアカウンセラーの配置 荒牧キャンパス及び桐生キャンパスにキャリアカウンセラーを配置し、学生 個々の様々な悩み、不安、疑問等の就職相談（280件）に対応した就職活動に 対する支援を行った。</p> <p>(3) 就職支援刊行物の発刊 就職活動のノウハウをまとめた「2009 就職支援BOOK - 群大生のための就 活ノウハウ集 -」を発刊し、配付した。</p> <p>(4) 県内学生支援サポート関係団体との連携 群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）で行っているEメール相 談の利用促進など、群馬県内の学生支援サポート関係団体と連携し、就職支援 を強化した。</p> <p>(5) インターンシップの推進 本学と受入企業開拓事業所である「群馬県中小企業団体中央会」との連携に より、85の官公庁、企業の協力を得て、168名参加のインターンシップを実施 した。</p> <p>4. 経済的支援に関する具体的方策の進捗状況 (1) 日本学生支援機構奨学金等についての説明会の開催 日本学生支援機構奨学金についての説明会（募集、採用、継続（各2回）、 返還（1回）及び授業料免除説明会（前後期各1回）を行うとともに、これら の制度について、入学時のオリエンテーションでの説明やホームページに掲載 し、周知を図った。</p> <p>(2) 入学科・授業料免除申請資格の緩和 深刻化する不況を受けて、保護者の解雇等に伴う家計の悪化などを理由とし た入学科・授業料免除の申請について、申請資格の緩和を行った。</p> <p>5. 社会人・留学生等に対する配慮の進捗状況 留学生用図書等の充実 各キャンパスの図書館と国際教育・研究センターが連携して、留学生が必要と する図書、新聞及び雑誌489冊を整備し、充実を図った。</p>
---	--	--

	り困窮する学生に対し、入学料・授業料を減免する。
【72】 2) 平成16年度から下宿、アパート情報をHPに掲載するなど、宿舍の紹介制度などを強化し、学生の経済的安定化を図る。	【72】 2) 下宿、アパート情報をHPに掲載するとともに、宿舍の紹介制度などを充実させ、学生の経済的負担の軽減を図る。
【73】 3) 学生に対する福利厚生の実施を図る。	【73】 3) 学生に対する福利厚生の実施を図る。
社会人・留学生等に対する配慮 【74】 1) 社会人学生や留学生のための交流の機会を増やし、学生・教職員との親睦の場を更に充実させる。また、留学生センターと各部局が協力し、留学生支援体制を整えるとともにチューター制度の活用を図る。	社会人・留学生等に対する配慮 【74】 1) 社会人学生や留学生のための交流の機会を増やし、学生・教職員との親睦の場をさらに充実させる。また、国際教育・研究センター及び各部局が協力し、留学生支援体制を整えるとともにチューター制度の活用を図る。
【75】 2) 図書館は、社会人学生や留学生が必要とする図書や雑誌の充実を図る。外国語版の利用案内やホームページを作成し、留学生の便宜を図る。	【75】 2) 図書館は、社会人学生や留学生が必要とする図書や雑誌の充実を図る。外国語版の利用案内を作成し、留学生の便宜を図る。
【76】 3) 社会人学生の修学を支援する相談窓口を設置する。	【76】 3) 社会人学生の修学支援体制を充実する。

II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標 我が国の学術政策の基本方針を踏まえつつ、最先端の独創的研究を世界水準で展開する。研究の推進に当たっては、専門分野の枠組みにとらわれず、総合的視点に立脚した研究分野の再構築を図り、新しい学問体系の確立を目指す。研究の成果は、それぞれの研究分野において世界的水準の学術誌に発表して、諸科学の進歩に貢献するとともに、知的財産権を取得して、教育研究を円滑に実施するための財政的基盤を強化する。また、地域社会に発生する様々な問題や課題について、学外の関係機関や自治体等と共同研究を積極的に実施し、その成果を地域社会に広く還元する。

中期計画	平成21年度計画	計画の実施状況
<p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 目指すべき研究の方向性 【77】 1) 学術政策の基本方針に基づく重点的研究分野を中心に、重点プロジェクト型研究を推進する。研究課題の策定、研究班の編成に当たっては、学部・専攻など組織の枠組みにとらわれることなく、学術的意義、創造性、社会貢献性などを重視する。</p>	<p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 目指すべき研究の方向性 【77】 1) 18年度に策定した学術研究推進戦略に基づき、研究戦略室を中心に、重点プロジェクト型研究を推進する。研究課題の策定、研究班の編成に当たっては、学部・専攻など組織の枠組みにとらわれることなく、学術的意義、創造性、社会貢献性などを重視する。</p>	<p>【77】から【93】の中期計画及び21年度計画を順調に実施するとともに、21年度においては、次に掲げる事項について、重点的に推進した。</p> <p>1. 目指すべき研究の方向性に関する進捗状況</p> <p>18年度に策定した学術研究推進戦略に基づき、研究戦略室を中心に、重点8領域（中期計画及び21年度計画【80】から【87】のプロジェクト型研究を継続して推進した。</p> <p>2. 大学として重点的に取り組む8領域の研究の推進</p> <p>(1) 生命体における、増殖、分化、高次機能発現、再生、退行などの情報受容伝達系の研究</p>
<p>【78】 2) 社会情報学、保健学などの新しい学問分野においては、それらの研究分野を一層強固なものにする。また、生命科学、医学、工学、教育学など成熟した学問分野においては、最先端研究、学際的研究の推進を図る。生命科学研究の推進に関しては、生命科学懇談会の答申等を踏まえて世界的水準の研究拠点形成を図る。</p>	<p>【78】 2) 社会情報学、保健学などの新しい学問分野においては、それらの研究分野を一層強固なものにする。また、生命科学、医学、工学、教育学など成熟した学問分野においては、最先端研究、学際的研究の推進を図る。</p>	<p>生命調節研究所と大学院医学系研究科及び秋田大学医学部の共同で推進しているグローバルCOEプログラム（生命科学分野）「生命調節シグナルの統合的研究」では、1) 生命調節シグナルの産生・受容伝達機構の解明、2) 内分泌・代謝系、神経系、免疫系などの調節系の制御システムの解明を目的として、研究活動を展開した。本学と秋田大学との教育研究交流に関する協定に基づき、一部の学位審査では審査員の相互交流を行った。また、計3回のシンポジウムを開催し、特に、秋田大学で開催した国際シンポジウムでは、両大学以外からにも国内、国外の一流の研究者の参加発表があった。</p>
<p>【79】 3) 基礎研究、将来に継承すべき科学技術、あるいは地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を積極的に支援する。</p>	<p>【79】 3) 基礎研究、将来に継承すべき科学技術、あるいは地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を積極的に支援する。</p>	<p>(2) 難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築</p> <p>基礎臨床融合型研究を推進するため大学院医学系研究科医科学専攻では、20年度にトランスレーショナルリサーチコースを開設、分野横断的な研究体制の構築を開始したが、21年度はこの体制の強化に努め、合計9名の大学院生がそのコースに在籍した。</p> <p>21年度も「1. 生体情報解析に基づく器官機能異常の解析について」及び「2. 難治性感染症について」の2領域について研究を推進した。</p>
<p>大学として重点的に取り組む領域 【80】 1) 生命体における、増殖、分化、高次機能発現、再生、退行などの情報受容伝達系の研究</p>	<p>大学として重点的に取り組む領域 【80】 1) 生命体における、増殖、分化、高次機能発現、再生、退行などの情報受容伝達系の研究</p>	<p>(3) 重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発</p>
<p>【81】 2) 難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築</p>	<p>【81】 2) 難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築</p>	<p>22年3月に、大学内に設置された重粒子線照射施設において重粒子線治療を開始し、前立腺がん患者5名の治療を行った。また、重粒子線がん治療のための研究開発及び教育研究体制について、次の整備を行った。</p> <p>① 炭素イオン照射による細胞生物学的研究を展開し、重粒子線治療法の基礎生物学的研究を展開し、P53の変異やBCL2の過剰発現に関わりなく、安定し</p>

【82】 3) 重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発	【82】 3) 重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発
【83】 4) 健康の維持・増進や生活の質 (QOL) 向上のための科学研究	【83】 4) 健康の維持・増進や生活の質 (QOL) 向上のための科学研究
【84】 5) 炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御	【84】 5) 炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御
【85】 6) 高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究	【85】 6) 高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究
【86】 7) 学校教育が直面している諸課題 (不登校、いじめ、多文化共生等) に対応するための実践的・総合的研究	【86】 7) 学校教育が直面している諸課題 (不登校、いじめ、多文化共生等) に対応するための実践的・総合的研究
【87】 8) 社会情報化の進行をめぐる諸側面に関する総合的研究	【87】 8) 社会情報化の進行をめぐる諸側面に関する総合的研究
	【80～87】 ○ 研究戦略室では、これまでの研究成果に関する検証を行うとともに、今後大学として重点的に取り組む研究領域について検討する。
成果の社会への還元に関する具体的方策 【88】 1) 大学施設の公開、公開講座など啓発活動を推進し、各種広報手段を通して研究内容や活動の現状などを公開し、公的研究機関としての説明責任を果たす。	成果の社会への還元に関する具体的方策 【88】 1) 企業懇談会、公開セミナー、シンポジウム、公開講座などを通じて研究内容 (活動) 等の情報提供を積極的に行う。また、ホームページ、大学案内等を利用し、施設や研究者情報を広く社会に公開する。
【89】 2) 研究成果の公表、特許出願を奨励する。また、平成16年度から研究成果をデータベース化し、各種手段を通して公開する。	【89】 2) 研究成果を各種手段により公開するとともに、特許出願を奨励する。
【90】 3) 研究・知的財産戦略本部を中心に、学内の知的財産権の管理・活用を図るとともに、外部TLO機関やリエゾンオフィスと連携する。	【90】 3) 群馬大学TLOを中心に、学内の知的財産権の管理・活用を図るとともに、他の国公立大学と連携する。
【91】	【91】

た放射線照射効果が得られること、また、炭素イオン照射によるバイスタンダー効果を明らかにした。さらに、脳細胞などの正常組織に対する炭素イオン照射の生物効果を明らかにした。

② 重粒子線臨床試験の準備のために臓器別治療会議を開催するとともに、前立腺がん、肺がん、肝臓がん、直腸がん、骨軟部腫瘍などの重粒子線治療のプロトコルを完成し、群馬県と共同で集患組織網を整備するなど、治療実施体制の整備を行った。

③ 重粒子線医学研究センターを中心に、重粒子線治療専用医療情報システムの開発を行った。新規照射法の研究開発を推進するために、同センター物理学部門に新たに専任助教を配置した。

④ 高精度マイクロサージェリー法の研究開発を進め、マイクロビームサージェリー治療用の実験ポートの設計を行い、これを利用する照射法の開発を行った。さらに、加齢黄斑変性症に対する重粒子線治療システムの開発研究を完成させ、国際特許を申請した。また、重粒子線治療精度向上のために新たにCdTeコンプトンカメラの開発を行い、ラットを用いた多種RI分布画像の取得に成功した。

⑤ がんプロフェッショナル養成プランにおける人材育成の取組として、重粒子線治療医や医学物理士養成のための大学院教育のシラバスの改訂や、録画したDVDを用いて大学院生が適宜講義を受講できるシステムの構築を行った。

(4) 健康の維持・増進や生活の質 (QOL) 向上のための科学研究

療養支援、リハビリテーション、健康増進・未病、介護予防を4つの研究分野とし、基礎及び臨床研究を継続した。療養支援分野では、神経難病看護、がん看護、在宅看護、代替医療の研究を行った。リハビリテーション分野では、神経疾患リハビリ、呼吸リハビリを推進して、特に、肺組織中のアスベストの直接同定方法を開発した研究が社会的に大きな反響を呼び、十数社の新聞記事及びNHKのニュースでも報道された。健康増進・未病分野では、日米比較疫学研究、健康指導、各種疾患の早期診断法開発を、介護予防分野では、高齢者筋肉トレーニング、認知症予防をテーマとして研究を進め、さらにこうした研究母体となる多職種間の連携に関する教育の成果について英文雑誌に発表するとともに、大学間のネットワークを構築してそれぞれの教育の内容について研究し、WHOとの連携のもとに、日本初の英文著書を発刊した。

(5) 炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御

定常的な研究活動を着実に遂行すると同時に、次の新たな取組を行い、国際的な拠点としての、ケイ素科学センターの活動を展開した。

① 新たに東レ・ダウコーニングとの連携大学院協定を締結し、客員教授の受入を行った。

② 12月に第5回ケイ素科学国際シンポジウムを開催した。

③ 9月に開催された基礎有機化学討論会に、特別セッションを設け、ケイ素センター関連の発表を行った。

④ 21年度から開始されたFLC (フロンティアリーダーコース) の学生をケイ素センター主催の学会に参加させた。

⑤ 8月に連携協定先のノースダコダ州立大学から研究者を招き、研究討論、学術交流について検討した。

(6) 高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究

アナログ回路分野の教育研究を充実し、本学の特色とすべく研究及び教育に関する4つの事業を展開した。

① アナログ集積回路研究会を本年度での活動については、18回の研究会を開催した。

② 大学院生向けアナログ教育プログラムの開発では、20年度に引き続き、概算要求連携融合事業として計17プロジェクトからなる大学院教育改革を実施

<p>4) 地域共同研究センターを中心に企業等との共同研究を推進し、都市エリア産官学連携事業、地域新生コンソーシアム事業、群馬県が取り組んでいる事業化プロジェクトなどに積極的に参加する。</p>	<p>4) 共同研究イノベーションセンターを中心に企業等との共同研究を推進するとともに、国、地方自治体が行っている事業化プロジェクトなどに積極的に参加する。</p>	<p>した。また、当該分野におけるルネサステクノロジ社、半導体理工学研究センター、三洋半導体、旭化成東光パワーデバイス等と共同研究を推進した。</p> <p>③ 産業人リカレント教育プログラム「群馬アナログカレッジ」について中上級講座（4講座、計240時間）、初級講座（年4回）を実施した。本年度は200名を超える修了生を排出した。</p> <p>④ 文部科学省科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」の支援を受けて「デジタルを活かすアナログナレッジ養成拠点形成」プログラムを実施した。教育対象を地域産業界の企業内研究開発者と大学院生とし、客員教授2名を招聘し、座学と実習を組み合わせた実践的講座群の開発及び実施、企業の研究開発における課題解決を受講生とともに図るアナログ工房講座、講師養成などを介してデジタルを活かすためのアナログ技術を強みと特徴とした教育研究拠点形成を図ることを目的としている。</p>
<p>【92】 5) 地域住民に対して産学官連携、新規事業創生、NPO運営、地域医療、環境問題などに関する助言・相談機能を持つシステムの構築を図る。</p>	<p>【92】 5) 地域住民に対して産学官連携、新規事業創生、NPO運営、地域医療、環境問題などに関する助言・相談機能を充実する。</p>	
<p>研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 【93】 平成18年度～19年度を目途に研究水準・成果を組織的に評価するシステムを作る。論文発表、学会活動などに加えて、学術招待講演、学術賞の受賞、特許取得、研究成果の事業化など多面的に評価する。この目的のために、教員の教育研究業績データベースを作成する。</p>	<p>研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 (平成20年度計画実施済事項)</p>	<p>(7) 学校教育が直面している諸課題(不登校、いじめ、多文化共生等)に対応するための実践的・総合的研究</p> <p>「群馬大学と群馬県教育委員会との連携に係る協議会」の枠組みの下に、学校現場の教育課題等について6つのテーマの共同研究、4つの連携事業を推進した。すなわち、「小学校外国語活動モデルカリキュラムの作成」、「小学校における体育授業プログラムの開発」、「群馬県版校務支援標準システムへ搭載する児童生徒支援カルテの開発」、「問題を抱える子どものためのサポートプログラムの開発」、「特別支援教育の充実」及び「教育現場における保護者との連携体制の構築」が研究テーマであった。共同事業として、シンポジウム、実践交流会、事例検討会等を行った。これらの成果は、報告書として3月にまとめた。</p> <p>また、学校教育臨床総合センターでは、前橋市を中心に群馬県西部地域の児童・生徒・保護者のカウンセリングを行い、教育相談的支援・子育て支援を行った。同時に、この地域での教育相談やカウンセリングに携わる教職員や臨床心理士などの専門家向けに研修の機会を設け、事例検討会や心理臨床研究会を開催し、大学の専門的知識と地域の実践的問題との相互交流的研究を行った。さらには、群馬県教育委員会・児童相談所・精神科・小児科・前橋家庭裁判所などとの連携を深め、教育・医療・福祉・司法のネットワークを活発にするなど、子どもたちを取り巻く問題に的確かつ迅速に対応し、子どもを中心としたソーシャル・リソースの利用を促進できるように施策を行ってきた。</p> <p>(8) 社会情報化の進行をめぐる諸側面に関する総合的研究</p> <p>学長裁量経費(教育研究改革改善プロジェクト経費)による「モバイル・インターネットの進展と親密圏の社会的変容に関する総合的研究」は3年計画の最終年度を迎え、研究集会やシンポジウムの開催並びに追加調査を行った。得られた研究成果を日本社会情報学会のワークショップで発表し、また、報告書にまとめるなど、学界や社会、とりわけ、この間各種調査に協力を仰いだ各機関に還元し、今後の研究の発展のための資源とした。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ② 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標
 国際競争力をもつ先進的研究拠点を形成し、それを担う人材を恒常的に育成するために必要な研究実施体制の整備を行う。学部・専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムの構築、複合領域の研究や大学院生に対する柔軟な研究指導を可能にする大学院組織の改組・再編を図る。
 施設面での研究環境の整備の推進に努める。附属図書館、総合情報処理センター、機器分析センター、遺伝子実験施設、附属動物実験施設、附属生理活性物質センターなどの統合整備を通じて研究支援機能の向上を図る。
 学内におけるプロジェクト研究、学外研究者との共同研究を円滑に行うために共用研究スペースや共同利用機器の使用について十分に配慮する。
 教員の教育研究評価のためのシステムを構築し、各組織における教員の研究活動と実績を把握するとともに、研究者の配置や研究資金の配分等に競争的環境を導入し、教員の研究活動の活発化を図る。

中期計画	平成21年度計画	計画の実施状況
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 【94】 1) 学部、専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムを検討する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 【94】 1) 学部、専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムを検討する。</p>	<p>【94】から【118】の中期計画及び21年度計画を順調に実施するとともに、21年度においては、次に掲げる事項について、重点的に推進した。</p> <p>1. 適切な研究者等の配置に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>(1) 全国共同利用、共同研究ネットワーク拠点形成のための人事配置 生体調節研究所の全国共同利用、共同研究ネットワーク拠点形成のため、医学系研究科の教授2名を兼任させた。</p>
<p>【95】 2) 大学院組織の改組・再編により複合領域の研究や大学院生の研究指導に柔軟に対応できる体制を作る。</p>	<p>【95】 2) 大学院組織の改組・再編により複合領域の研究や大学院生の研究指導に柔軟に対応できる体制を作る。</p>	<p>(2) 学長裁量枠による教員等の重点配置 学長裁量枠により下記のとおり、教員の重点配置を行った。 ① 「重粒子線治療の効果的利用を目指した集学的治療法の開発に関する基礎的・臨床的研究の推進」 助教 4名 ② 「診療体制の整備・充実及び臨床研究並びに先進医療の推進」 教員 5名 ③ 「運営上特に重要な業務や特定プロジェクトの遂行」 特任教授 2名</p>
<p>【96】 3) 研究者等の適正配置については、組織的に検討する。学長が裁量権を持つ教職員枠を作り、重点配置ができる制度を確立する。</p>	<p>【96】 3) 研究者等の適正配置については、組織的に検討し、学長が裁量権を持つ教職員枠により、重点配置を行う。</p>	<p>2. 研究資金の取得と配分に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>若手研究者に対する基盤的研究経費の措置 引き続き、17年度創設の「若手教員研究助成制度」により、若手研究者の基盤的研究経費として、21,660千円を措置した。</p>
<p>【97】 4) RA、TAを拡充し、大学院生の研究を支援する。また、ポストドクターの受入れを拡充する。</p>	<p>【97】 4) 引き続きRA、TAの拡充に努める。</p>	<p>3. 研究に必要な施設、設備等の活用・整備に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>群馬大学学術情報リポジトリの収録コンテンツの充実 研究紀要、学位論文、学術雑誌等に収録された学内研究成果を、新たに「群馬大学学術情報リポジトリ (GAIR)」に458件 (総件数 3,900件) 登録し、収録コンテンツの充実を図り、学内外に公表した。 (参考) 総アクセス数 月平均 19,580回 論文表示数 月平均 13,872回</p>
<p>研究資金の取得と配分に関する具体的方策 【98】 1) 文部科学省科学研究費補助金、他の省庁、外郭団体、財団等の助成金を積極的に獲得するよう奨励する。また、企業や自治体などとの共同研究を促進する。</p>	<p>研究資金の取得と配分に関する具体的方策 【98】 1) 文部科学省科学研究費補助金、他の省庁、外郭団体、財団等の助成金を積極的に獲得するよう奨励する。また、企業や自治体などとの共同研究を促進する。 ○ 若手研究者に対して補助金申請に関する講習会を開催し、補助金への応募率の上昇を図る。</p>	<p>4. 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>群馬大学TL0の活動 群馬大学TL0において、「群馬大学開放特許一覧」による研究シーズの発掘、首都圏北部4大学連合と連携した技術相談会における研究成果の公開及びぐんま</p>

<p>【99】 2) 平成18年度～19年度からを目途に定期的に教員の教育研究業績の評価及び研究の進捗状況を適宜評価し、それを研究資金の配分に反映させる。</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>
<p>【100】 3) 基礎的研究に対しても、研究費の配分を十分に配慮する。</p>	<p>【100】 2) 基礎的研究に対しても、研究費の配分を十分に配慮する。</p>
<p>【101】 4) 平成18年度から若手研究者の育成を図るために特別研究基金を設置する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>
<p>研究に必要な施設、設備等の活用・整備に関する具体的方策 【102】 1) 平成19年度を目途に附属図書館と総合情報処理センター、総合情報システムなどを統合して総合メディアセンター(仮称)を創設し、教育研究支援学術情報の整備・充実の推進に努めるとともに、情報発信体制を強化する。</p>	<p>研究に必要な施設、設備等の活用・整備に関する具体的方策 【102】 1) 総合情報メディアセンターを中心として、教育研究支援及び学術情報の整備・充実の推進に努めるとともに、情報発信体制を強化する。 ○ 群馬大学学術情報リポジトリの内容の充実を図る。</p>
<p>【103】 2) 機器分析センター、遺伝子実験施設、附属動物実験施設、附属生理活性物質センターなどの学内研究支援施設の整備・統合を検討する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>
<p>【104】 3) 大型機器・共通機器を機器分析センターに集約し、設備・機器の有効利用を図る。また、機器の保守と点検、利用指導體制の強化を図る。</p>	<p>【104】 2) 機器分析センターを中心に、大型機器・共通機器の有効利用を図るとともに、機器の保守と点検、利用指導體制の強化を図る。</p>
<p>【105】 4) 共用研究スペースや共通機器の有効利用の促進、利用者の選定・評価、研究の推進支援、共同利用施設の広報などを全学的観点から組織的に行う。</p>	<p>【105】 3) 共用研究スペースや共通機器の有効利用の促進、利用者の選定・評価、研究の推進支援、共同利用施設の広報などを全学的観点から組織的に行う。 ○ 新設・改修建物に20%の共同利用スペースを確保し、学部、学科及び既存組織の枠組みを越えた教育・研究活動を推進する個人又はチームに対して配分を行う。</p>

研究活動の評価及び評価結果を質

研究活動の評価及び評価結果を質

イノベーション創出協議会が実施した共同研究案に係る特許権等の秘密保持に関する助言指導などを行った。

5. 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策の進捗状況

- (1) **工学研究科と生体調節研究所の共同研究の推進**
JST先端計測分析技術・機器開発事業(要素技術プログラム)に採択された、「イリジウム錯体の発光を用いた癌などの低酸素組織イメージング法の開発プロジェクト」について、工学研究科と生体調節研究所において、共同研究を推進した。
- (2) **他組織との各種共同研究の活性化を目的とした研究経費の配分**
他組織との各種共同研究を活性化させるため、引き続き、学長裁量経費「教育研究改革・改善プロジェクト経費」を措置し、学部間を越えた研究者チームのプロジェクトを支援した。

<p>の向上につなげるための具体的方策</p> <p>【106】</p> <p>1) 平成18年度～19年度を目標に教員の教育研究活動を組織的に評価するシステムを構築する。その結果を教員の研究費等の資源配分に活用する。</p>	<p>の向上につなげるための具体的方策</p> <p>(平成20年度計画実施済事項)</p>
<p>【107】</p> <p>2) 優れた研究成果を挙げた研究者に対する顕彰制度を創設する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>
<p>【108】</p> <p>3) 大学評価を適宜実施し、学外者からの評価を積極的に求める。また、評価結果を改善・改革に生かすためのシステムを作る。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>
<p>知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策</p> <p>【109】</p> <p>1) 研究・知的財産戦略本部を中心に、知的財産を発掘し、権利を保全し、権利を財産として育てるためのシステムを構築する。</p>	<p>知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策</p> <p>【109】</p> <p>1) 群馬大学TLOを中心に、知的財産を発掘し、権利を保全し、権利を財産として育てるためのシステムを強化する。</p>
<p>【110】</p> <p>2) 本戦略本部と地域共同研究センターを中心に、知的財産の創出、特許戦略の重要性を教職員に啓蒙する。</p>	<p>【110】</p> <p>2) 知的財産戦略室を中心に、知的財産の創出、特許戦略の重要性を教職員・学生に啓蒙する。</p>
<p>【111】</p> <p>3) 知的財産の管理・活用を目指して、TLO機関やリエゾンオフィスとの連携を推進し、研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを確立する。</p>	<p>【111】</p> <p>3) 群馬大学TLOを軸に、他の国公立大学との連携を推進し、研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを確立する。</p>
<p>全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策</p> <p>【112】</p> <p>1) 生命科学懇談会の答申等を踏まえて、学内諸組織、学外機関と生命科学の共同研究を推進する。</p>	<p>全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策</p> <p>【112-1】</p> <p>1)-① 先端的生命科学研究を推進するために理化学研究所、秋田大学と共同研究を推進する。</p> <hr/> <p>【112-2】</p> <p>② 重粒子線治療法の高度化に関して、放射線医学総合研究所と共同研究を行う。また、日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所と連携して、加速器テクノロジーを利用した細胞生物学・医学研究をさらに推進する。</p>

<p>【113】 2) 医学分野では、地域共同研究センター、臨床試験部を中心に外部組織等と連携してトランスレーショナルリサーチを推進する。また、医学系研究科、工学部、民間企業が連携して、医用理工学分野の共同研究を推進する。</p>	<p>【113】 2) 医学分野では、共同研究イノベーションセンター、臨床試験部を中心に外部組織等と連携してトランスレーショナルリサーチを推進する。また、医学系研究科、工学研究科、生体調節研究所、民間企業が連携して、医用理工学分野の共同研究を推進する。</p>
<p>【114】 3) 地域の諸組織と有機的に連携して、教育方法の実践的研究を行う。</p>	<p>【114-1】 3)-① 群馬県教育委員会等地域の諸組織と有機的に連携して、教育現場における多様な問題を解決するための実践的研究を行う。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【114-2】 ② 多文化共生に向けての学校教育、社会教育のあり方について、県、他大学等他機関と連携し、実践的研究を推進する。</p>
<p>【115】 4) 工学分野において、県内の先進企業と包括技術協定を結び、産学連携を促進する。</p>	<p>【115】 4) 群馬県から運営を委託された「群馬アナログカレッジ」において、群馬県のアナログ技術の向上・人材育成等を図る。</p>
<p>【116】 5) 工学分野において、ナノテク研究会など企業との合同研究会や企業懇談会をさらに活発化させ、企業のニーズと研究シーズのマッチングを図る。</p>	<p>【116】 5) 工学分野において、群馬大学メカトロ・ロボット研究会等、企業との合同研究会や企業懇談会をさらに活発化させ、企業のニーズと研究シーズのマッチングを図る。</p>
<p>【117】 6) 研究経費配分において、他組織との各種共同研究を活性化させる工夫をする。</p>	<p>【117】 6) 研究経費配分において、他組織との各種共同研究を活性化させる工夫をする。</p>
<p>【118】 7) インキュベーション施設等の共用研究スペースの活用を図り、共同研究プロジェクトを推進する。</p>	<p>【118】 7) インキュベーションセンター等の共用研究スペースの活用を図り、共同研究プロジェクトを推進する。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (3) その他の目標
 ① 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標 社会との連携においては、群馬大学が核となって地域社会との総合的な連携システムを構築し、大学の研究成果を社会へ還元するシステムを整備する。国際交流に関しては、外国諸機関との交換留学制度や共同研究を活発化させる。また、多くの国からの留学生を受け入れるとともに、海外から優れた研究者を客員教授として受け入れ、教育・研究の活性化を図る。さらに、国際協力事業に積極的に参加し、開発途上国への知的支援、技術協力を積極的に展開する。

中期計画	平成21年度計画	計画の実施状況
<p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 【119】 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会で立案した地域社会との連携・協力を策を群馬大学地域連携推進本部が組織的に推進する。</p>	<p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 (平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>【119】から【137】の中期計画及び21年度計画を順調に実施するとともに、21年度においては、次に掲げる事項について、重点的に推進した。</p> <p>1. 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策の進捗状況</p> <p>(1) 教員免許状更新講習の開設 全学的な実施体制の下、教育学部が中心となって教員免許状更新講習を下記のとおり実施した。 (必修講習) 6講習 受講者 641名 (選択講習) 77講習 受講者 1,620名</p>
<p>【120】 2) 地域社会のニーズを汲みとるシステムを整備し、公開講座等の市民サービスを強化する。また、平成16年度から附属図書館の休日開館を行うなど、地域における社会人教育、生涯教育の拠点として大学の施設を提供する。</p>	<p>【120】 1) 教員免許状更新講習を開設する。</p>	<p>(2) 文部科学省委託調査「外国人教育に関する調査」の実施 平成21年度文部科学省委託調査「外国人教育に関する調査」(担当研究課題、「外国人学校実態調査」及び「ブラジル人学校等における健康管理の在り方調査」)において、文部科学省、ブラジル・ペルー大使館等との連携により、全国のブラジル人・ペルー人学校等外国人学校調査を実施し、施策の提言を行った。</p>
<p>【121】 3) 山間部における健康相談システム、在宅障害者のリハビリテーション、がん・難病患者在宅医療支援のネットワークを構築する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>2. 産学連携の推進に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>(1) 首都圏北部国立大学法人4大学の新技术説明会等の開催 首都圏北部国立大学法人(本学、茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学)の4大学で、4回の新技术説明会を開催し、大学の出願発明についての企業への周知を行い、技術移転を促進させる活動を行った。</p>
<p>【122】 4) 地域社会での健康教育や健康作り活動を推進し、自治体との共同研究により、地域保健行政施策への提言を行う。</p>	<p>【122】 2) 地域社会での健康教育や健康作り活動を推進し、自治体との共同研究により、地域保健行政施策への提言を行う。</p>	<p>(2) 移動開設型サテライト大学院「観光UF0」の開講 移動開設型サテライト大学院「観光UF0」を群馬県吾妻郡長野原町で開講し、北軽井沢の観光振興を担っていくリーダー的人材の育成を行った。</p>
<p>【123】 5) 平成16年度から高等学校と大学間連携プログラムを推進し、高校へ出前授業、1日体験教室等を実施する。小・中・高校等の教員との教育方法等に関する意見交換や交流を推進する。</p>	<p>【123】 3) 高等学校と大学間連携プログラムを推進し、高校へ出前授業、1日体験教室等を実施する。小・中・高校等の教員との教育方法等に関する意見交換や交流を推進する。</p>	<p>3. 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>(1) 諸外国との大学間交流等の積極的な展開</p> <p>① 大学間・部局間協定の締結 新たに、大学間協定を3件、部局間協定を8件を締結した。 (22年3月現在締結件数 大学間協定31件、部局間協定45件)</p>

<p>【124】 6) インターネットなどを利用して、研究テーマ・研究成果等に関する情報を積極的に発信する。</p>	<p>【124】 4) インターネットなどを利用して、研究テーマ・研究成果等に関する情報を積極的に発信する。</p>
<p>産学官連携の推進に関する具体的方策 【125】 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会と群馬大学地域連携推進本部を中心に、組織的に産学官連携に関する企画・運営を行う。</p>	<p>産学官連携の推進に関する具体的方策 (平成19年度計画実施済事項)</p>
<p>【126】 2) 平成20年度を目途に地域共同研究センターやサテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーなどを中心とした産学連携創出支援機構を組織化し、連携推進体制を強化する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>
<p>【127】 3) 平成16年度から文部科学省の「都市エリア産学官連携促進事業」、経済産業省「産業クラスター計画」、科学技術振興事業団の「地域研究開発促進拠点支援事業」等を通じて、積極的に地域社会の産業競争力強化の支援をする。</p>	<p>【127】 1) 経済産業省及び科学技術振興機構の研究事業等を通じて、積極的に地域社会の産業競争力強化の支援をする。</p>
<p>【128】 4) 平成16年度から企業懇談会や地域共同研究センターにおけるセミナー等を通じて、産業界のニーズと大学のシーズに関する情報を交換する。公募マッチング方式による卒業研究テーマの募集、インターンシップ制度などを通して、産業界の活性化を図る。</p>	<p>【128】 2) 企業懇談会や共同研究イノベーションセンターにおけるセミナー等を通じて、産業界のニーズと大学のシーズに関する情報を交換する。公募マッチング方式による卒業研究テーマの募集、インターンシップ制度などを通して、産業界の活性化を図る。</p>
<p>【129】 5) 地方自治体等と共同して、産学官連携のためのネットワーク作りを行う。大学教育へ産官関係者の参加を求め、連携大学院の活動、企業との連携によるサテライト教室の拡大充実を推進する。</p>	<p>【129-1】 3)-① 首都圏北部国立大学法人（茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学）、経済産業省関東経済産業局、地方自治体と連携して、大学の知財を活用するためのネットワークを作り、技術移転を促進する。</p> <p>-----</p> <p>【129-2】 ② 大学教育へ産官関係者の参加を求め、連携大学院の活動を推進する。 ○ 前橋工科大学及び前橋商工会議所と連携に関する協定に基づき、科学技術振興及び地</p>

- ② 「日本語教員研修プログラム」の実施
協定校の現地日本語教育教員研修プランとして策定した「日本語教員研修プログラム」により、協定校（バクー国立大学）の日本語講師1名に対し、国際教育・研究センターで研修を行った。
- (2) 留学生の教育・交流プログラムの充実による留学生の積極的な受入れ
- ① 日本語能力に応じた学習コースの改善充実
荒牧、昭和、桐生の3キャンパスにおいて、留学生個々の属性、日本語能力に応じた「日本語予備教育コース」、「日本語・日本事情」、「日本語補講コース」及び「アジア人財資金構想対応日本語コース」などの複数の学習コースの改善充実を図った結果、予備教育受講者が増え、本学留学生の日本語ポテンシャルが向上した。
- ② アジア人財資金構想における留学生の日本語教育の充実
アジア人財資金構想において、ビジネス日本語、日本事情など留学生日本語教育の充実を図り、BJT（ビジネス日本語テスト）の対策を行った。
- ③ Jプログラム（日本語・日本文化研修留学生プログラム）の実施
Jプログラム（日本語・日本文化研修留学生プログラム）について、引き続き、国際教育・研究センターと各学部が連携し、オムニバスの特別授業を実施するとともに、新たに、群馬県立近代美術館学芸員による「美術鑑賞概論」と古武道の講義・実技を開講し、充実を図った。
- ④ 日本学生支援機構の21年度短期留学プログラム「先進医学」の実施
日本学生支援機構の21年度短期留学プログラム「先進医学」の採択を受け、先進医学の学習に必要な基礎的日本語の指導を行った。

4. 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策の進捗状況
- (1) 国際協力事業及び国際共同研究の拠点となる機関との交流
国際協力事業及び国際共同研究の拠点となる機関として、海南大学（中国）、インド工科大学デリー校と協定を締結した。また、共同研究・調査及び教育支援の実施のため、学長裁量経費により、海南大学（中国）、ドイツ重イオン研究所、モンゴル国立健康科学大学、WHO（世界保健機関）に教員7名を派遣した。
- (2) 独立行政法人国際協力機構との連携
独立行政法人国際協力機構から委託された「インドネシア国前期中等教育の質の向上プロジェクト」及び「ミャンマー国児童中心型教育強化プロジェクトフェーズ2」により、教育学部教員2名をそれぞれインドネシア、ミャンマーへ派遣した。
また、同機構から依頼により、「コスタリカ・中米広域防災能力向上プロジェクト“BOSAI”」の短期専門家として工学研究科教員1名を、「インドネシア国初中等理科教育拡充（IMSREP）フォローアップ協力」の調査団員として教育学部教員1名を派遣した。

	<p>域文化の発展に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引続き地元金融機関等と協力して産学連携の推進に努める。 ○ 包括協定を締結している桐生市及び太田市との連携を一層強化する。
<p>地域の公私立大学、国内大学等との連携・支援に関する具体的方策 【130】</p> <p>1) 県内国公私立6大学間の単位互換をさらに推進すると同時に、その他の県内大学及び短大との連携強化を図る。また、国立5大学（山形、徳島、愛媛、熊本、群馬）間の大学間交流協定に基づき連携を一層推進する。</p>	<p>地域の公私立大学、国内大学等との連携・支援に関する具体的方策 【130】</p> <p>1) 地域の公私立大学、他の国立大学等との連携強化を図る。</p>
<p>【131】</p> <p>2) 大学間の各種研究会へ参加して交流の場を設け、共同研究や人的交流を拡大する。</p>	<p>【131】</p> <p>2) 大学間の各種研究会へ参加して交流の場を設け、共同研究や人的交流を拡大する。</p>
<p>【132】</p> <p>3) 県立医療短期大学と、保健学に関する研究協力を行う。</p>	<p>【132】</p> <p>3) 県立県民健康科学大学と、保健学に関する研究協力を行う。</p>
<p>留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 【133】</p> <p>1) 国際交流委員会、留学生センターを中心に、国際交流事業の組織的な推進を図る。諸外国との大学間交流を積極的に展開するとともに、外国人研究者の招聘や教職員及び学生の海外派遣を強力に支援する。</p>	<p>留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 【133】</p> <p>1) 諸外国との大学間交流を積極的に展開するとともに、外国人研究者の招聘や教職員及び学生の海外派遣を支援する。</p>
<p>【134】</p> <p>2) 留学生センターの日本語教育プログラム等の充実を図り、留学生を積極的に受け入れる。</p>	<p>【134】</p> <p>2) 留学生の教育・交流プログラム等の整備を図り、優秀な留学生を積極的に受け入れる。</p>
<p>【135】</p> <p>3) 外国大学での履修単位を一層弾力的に扱う。国際交流の状況をホームページなどで公開する。過去の受け入れ学生や派遣学生の追跡調査を行い、国際交流活動の基礎データを収集する。</p>	<p>【135】</p> <p>3) 外国大学での履修単位を一層弾力的に扱う。国際交流の情報をホームページなどで公開する。受入・派遣学生の追跡調査を行うとともに、国際共同研究、国際会議の開催・参加等、国際交流活動の基礎データを収集する。</p>
<p>教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 【136】</p>	<p>教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 【136】</p>

<p>1) 国際共同研究を推進し、開発途上国への知的支援による国際協力事業を積極的に展開する。国際交流・協力事業を一体的に処理するための組織を整備する。</p>	<p>1) 国際協力事業専門委員会を中心に、国際共同研究を推進し、開発途上国への知的支援による国際協力事業を積極的に展開する。また、各部署、教員個々の国際協力活動を全学的な事業として推進する。</p>
<p>【137】 2) 国際協力事業について、独立行政法人国際協力機構との連携による支援を継続する。研究蓄積のある分野については積極的に事業提案を行い、国際協力事業の充実・発展を図る。</p>	<p>【137】 2) 国際協力事業について、独立行政法人国際協力機構との連携による支援を継続する。研究蓄積のある分野については積極的に事業提案を行い、国際協力事業の充実・発展を図る。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (3) その他の目標
 ② 附属病院に関する目標

中期目標 医学・医療・看護・福祉を総合的に見据えた教育・研究・臨床活動を推進し、広く社会のニーズに応え、患者に信頼される高度先進医療、その他先進医療を実現する中核病院を目指す。

中期計画	平成21年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置を患者中心の質の高い医療を実施するための具体的な方策 【138】 1) 医療安全管理体制を強化し、患者に対する高度な医療を広く導入する。	(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置を患者中心の質の高い医療を実施するための具体的な方策 【138】 1) 安全管理体制及び危機管理体制を構築し、医療の推進を図る。	III	インフォームドコンセント及び身体拘束マニュアルの改訂や、クリニカルパスの見直しなどを行った。	
			1. 医療安全研修の充実と受講方法の簡便化を図るため、病院情報システム用端末で稼働している医療安全集中管理システム「Safe Master」におけるe-ラーニングによる研修コンテンツの履修が可能となり、従来の講義形式の医療安全研修とは別に21年度は469名が受講した。 2. 平成21年度経営方針に基づく「診療等の取り組み方針及び計画」において、各診療科毎に21年度のクリニカルパス実施率を記入させ、実施率の意識向上を図った。また、クリニカルパス大会（22年1月）を開催し、82名が参加するなど院内職員のパスに対する共通認識を図った。	
【139】 2) 新中央診療棟を建設し、診療科と部門間の連携を強化し、診療機能の拡充を図る。	(平成19年度計画実施済事項)	III	新中央診療棟に一体化した手術部、材料部、輸血部、病理部により、効率的な運営を行った。 新中央診療棟については、老朽化していた検査部の生理検査システムを更新し、検査項目の更新や検査結果報告の早期化を目指すなど中央診療部門の連携体制を充実させた。	
【140】 3) 初期診療体制の改善、救急医療体制の強化など、救急医療体制の強化を図る。	【140】 2) 総合診療部と救急部の緊密な連携を図る。	III	総合診療部の改修工事を行い、新しい初期診療体制の整備を行うとともに感染症対策を充実させた。また、改修工事によって言語聴覚療法室の整備充実を行い、リハビリテーション部、耳鼻咽喉科の診療体制を強化した。	
			1. 救急医療の充実、災害時医療、人材養成等に必要となる体制を構築するため、救急部と総合診療部を中心に診療体制の一本化を図り、21年4月に「救命・総合医療センター」を院内措置により設置した。 2. 地域保健・医療・福祉施設等との連携協力体制を充実させるとともに、患者家族の抱える諸問題に対し適切な指導等を行い、信頼性の高い医療を提供するため「患者支援センター」を21年4月に発足させた。	
【141】 4) 外来患者の待ち時間短縮、病院ボランティア活動の場の拡大、広報誌の発行、		III	1. 総合案内及び初診受付の位置を一体化し、患者案内機能を集約するとともに、病院内掲示板の増設や、自動精算機にクレジット支払い機能を付加するなど、患者サービスの一層の向上を図った。 2. 駐車場混雑緩和のため、関越交通（株）に協力を仰ぎ、21年1月には新前	

<p>ホームページの充実等、一層の患者サービスの向上を図る。</p>	<p>【141】 3) 広報誌の発行、ホームページの更新等、患者サービスの一層の向上を図る。</p>	<p>橋駅・病院玄関前間のバス路線が10往復以上増便され、本路線について患者へ周知し利用の促進を図った。</p> <p>1. 21年4月から「病診連携センター」と「医療福祉相談部」を機能統合し「患者支援センター」を設置し、外来患者数が適切な患者数となるように病診連携を強化する仕組みをより一層深める体制を整備した。</p> <p>2. 20年度に引き続き、路線バス各社には最寄り駅発の時間の変更や車内アナウンスの追加等の要請を行うなど、来院者への利便性の向上を図った。</p>
<p>教育病院として北関東地域の主導的な役割を果たし、次代を担う医療人を育成する。</p> <p>【142】 1) 学生診療参加型実習を推進し、臨床研修センターの業務効率化を図る。</p>	<p>教育病院として北関東地域の主導的な役割を果たし、次代を担う医療人を育成するための具体的方策</p> <p>【142】 1)-① 低学年の学生から診療参加型実習を推進する。</p> <p>② 初期臨床研修終了後の専門的研修システムにおける指導医の充実を図り、シニアレジデント制度を一層発展させる。</p>	<p>III</p> <p>1. 引き続き、特色GP「良医養成のための体験的・実践的専門前教育」プログラムによる1年次科目「医学・医療概論実習」(病棟実習)及び2年次科目「チーム医療実習」(老健施設実習)を実施して低学年の学生に対する診療参加型実習を推進した。</p> <p>2. シニアレジデントのニーズに沿った「コース制度」を新設した。</p> <p>医学科2年次においては保健学科との合同科目「チームワーク実習」を実施している。低学年から各職種間の連携が図れるコミュニケーション能力の涵養のため、真の診療参加型実習の完成を目指し、今後も本課題を継続して推進する。</p> <p>群馬、信州、獨協医科、埼玉医科及び日本大学並びに各大学病院の関連病院が連携し、それぞれの大学病院及び各地域の関連病院を循環しながら幅広く研修を行い、専門医を取得することができる「医師キャリア形成システム」を構築し、21年度から実施した。</p>
<p>【143】 2) 先修医療教育の充実を図る。</p>	<p>【143】 2) 北関東医療圏における計画的な医師育成のため、地域の研修指定病院と連携して初期及び後期臨床研修の充実を図る。</p>	<p>III</p> <p>群馬県合同プロジェクトとして、臨床研修病院合同ガイダンス、臨床研修指導医養成講習会を各2回開催し、北関東医療圏における計画的な医師育成を行った。</p> <p>臨床研修に係わる群馬県合同プロジェクトとして、群馬県臨床研修病院合同ガイダンス、群馬県臨床研修指導医養成講習会に、それぞれ企画及び運営に協力した。</p>
<p>【144】 3) 保健学科教員が附属病院で臨床教育・研究を行う体制を整備・拡充する。</p>	<p>【144】 3) 保健学科教員が附属病院で臨床教育・研究を行う体制を拡充する。</p>	<p>III</p> <p>これまでに整備した体制により、ワークショップ、症例検討会、グループ討議及び看護専門外来等を実施するとともに、各種プログラムに基づく医療人養成カリキュラムに参画し、臨床教育・研究を行った。</p> <p>保健学科教員と看護部職員で構成する看護実践能力開発支援委員会により「平成21年度看護職キャリアシステム構築プラン」に応募する等、その活動を通じて保健学科との連携による教育、研究及び看護の充実を図った。</p>
<p>高度先進医療を拡充し、研究開発を推進するための具体的方策</p> <p>【145】 1) 大学院医学系研究科、生体調節研究を推進する。</p>	<p>高度先進医療を拡充し、研究開発を推進するための具体的方策</p> <p>【145】 1) 大学院医学系研究科、生体調節研</p>	<p>III</p> <p>「がんプロフェッショナル養成プラン」や「グローバルCOE」などの本学採択プログラムと共同し、先進的教育・研究活動を医学系研究科及び生体調節研究所と連携して行った。</p> <p>集学的がん治療を行う人材養成を目的とした文部科学省採択事業「がんプロフェッショナル養成プラン」や同じく採択事業である先進的教育研究拠点の形</p>

	<p>を推進し、先端医療の発展に貢献する。研究活動の充実を図るとともに、国際的な共同研究や学際的な連携を推進する。</p>		<p>成のための「グローバルCOE」などの本学採択プログラムとも共同し、先進的教育・研究活動を医学系研究科と生体調節研究所と連携して実施した。</p>
<p>【146】 2) 複数の診療科が共同で行く。高度な医療技術の向上を図るとともに、国際的な共同研究や学際的な連携を推進する。</p>	<p>【146】 2) 複数の診療科が共同で行く。高度な医療技術の向上を図るとともに、国際的な共同研究や学際的な連携を推進する。</p>	<p>III</p>	<p>「がんプロフェSSIONAL養成プラン」や「グローバルCOE」などの本学採択プログラムと有機的に連携し、各専門分野における研究開発を行うとともに、重粒子線治療や臓器別治療会議により研究開発を推進した。</p> <p>平成21年度経営方針で、先進医療の実施件数や臨床試験の契約件数などを各診療科の目標値の一部とした。また、年度当初に各診療科と病院長によるヒヤリングを行い、上記目標値の適正などを検討の上、先進医療の実践と開発に取り組んだ。</p>
<p>【147】 3) 生命科学研究の成果を先駆的に臨床応用する。学際的な共同研究や学際的な連携を推進する。</p>	<p>【147】 3) 生命科学研究の成果を先駆的に臨床応用する。学際的な共同研究や学際的な連携を推進する。</p> <p>4) ホームページ等を通じて先進医療等に関する広報を進める。</p>	<p>III</p>	<p>「大学院融合型OJTによる臨床試験人材養成」のプログラムを継続し、臨床研究コーディネーター（CRC）等の臨床研究を支援する人材養成を医学系研究科保健学専攻及び生命医科学専攻と連携し開始した。</p> <p>臨床試験部を中心に治験拠点病院として北関東地域の臨床治験の中心的役割を果たしている。地域の一般病院を対象として、20年度に引き続き多施設共同治験に対応すべく、トラベリングCRCの活動に取り組んだ。</p> <p>施設届出している先進医療をホームページで随時更新し、実施件数増加に向けて広報した。</p>
<p>地域医療に積極的に貢献するための具体的な方策 【148】 1) 地域との医療・倫理ネットワークの構築を向上させる。地域医療の質の向上を図るとともに、国際的な共同研究や学際的な連携を推進する。</p>	<p>地域医療に積極的に貢献するための具体的な方策 【148】 1) 地域との医療・倫理ネットワークの構築を向上させる。地域医療の質の向上を図るとともに、国際的な共同研究や学際的な連携を推進する。</p>	<p>III</p>	<p>都道府県がん診療連携拠点病院として、医師・看護師等向けの胃がん等のガイドライン研修会の開催及び看護基礎講座の実施並びにがん患者に対する懇親会形式の集会を開催した。また、20年度から開始した大学病院連携型高度医療人養成推進事業により、近隣5大学が連携して医師養成を開始した。</p> <p>1. 前橋赤十字病院を中心に連携されている地域連携パスに加わり、地域連携診療計画管理の施設基準を満たし、21年8月1日からこの算定を開始した。また、連携病院との情報交換も実施し、医療連携体制を充実させた。</p> <p>2. 都道府県がん診療連携拠点病院として、臓器毎のガイドラインに沿ったがん研修会並びに緩和ケア研修会を4回開催し、568名が受講した。</p> <p>3. 群馬県がん診療情報ネットワークを立ち上げ、県内の診療情報管理士や事務職員に情報交換の向上を図った。</p> <p>4. 地域医療の質の向上を図るため公開講座等を実施し、生涯教育を積極に行った。</p>
<p>【149】 2) 病診連携センターを充実し、地域の病院との連携を推進する。</p>	<p>【149】 2) 病診連携センターを充実し、地域の病院、医師会との連携を推進する。</p>	<p>III</p>	<p>地域医療機関との連携などの充実を目的に「患者支援センター」の設置準備を行った。</p> <p>「病診連携センター」と「医療福祉相談部」を一体化させ、地域医療機関との連携強化・退院患者の支援・社会的支援の部門の充実を図るため「患者支援センター」を発足させた。</p>
<p>【150】 3) 患者診療録様式の電子化、フィルムレス、遠隔医療などIT化を推進し、地域</p>		<p>III</p>	<p>21年1月から完全電子カルテ化及びフィルムレス化を開始するとともに、遠隔画像テレビカンファレンスシステムによって、複数の病院と合同カンファレンスを実施した。</p>

<p>医療に役立てる。</p>	<p>【150】 3) 遠隔医療などIT化を推進し、地域医療に役立てる。</p>		<p>群馬県の推進する遠隔医療支援画像診断のシステム導入計画に参画し、放射線画像の読影や診断指導などについて県内8病院が連携し、医療の質確保と病院間の連携強化を図った。</p>	
<p>【151】 4) 高レベルの救急救命体制を構築し、救急・災害発生時の拠点病院として地域医療に貢献する。</p>	<p>【151】 4) 高レベルの救急救命体制を充実させ、救急・災害発生時の拠点病院として地域医療に貢献する。</p>	<p>III</p>	<p>3次救急機能を維持するため、20年12月から時間外の軽傷患者で救急医療が必要ではない患者から選定療養費を徴収することとし、真に救急医療が必要な患者の受入体制を確保した。</p> <p>1. 救急体制の整備、救急・プライマリケア教育・研修、医師教育上のキャリアパスの構築に社会貢献の充実等に資するため「救命・総合医療センター」を21年4月に発足させた。</p> <p>2. 院内の医療従事者における急変時対応のスキルアップのため、群馬大学ICLS（蘇生トレーニング）コースを開始した。</p>	
<p>病院の管理運営を改善し、合理化を図るための具体的方策 【152】 1) 院長直属の組織として病院企画戦略部門を設置し、外部の経営専門家の助言を積極的に取り入れる。</p>	<p>病院の管理運営を改善し、合理化を図るための具体的方策 【152】 外部の経営専門家の助言を積極的に取り入れる。</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、外部の経営専門家を病院長補佐として採用し、病院経営についての助言を受けた。</p> <p>1. 引き続き、外部の経営専門家が病院長補佐として病院運営に参画し、経営に関する分析資料等の助言を受けた。結果として、21年度は、ICUの増床などにより過去最高の稼動額を達成した。</p> <p>2. 引き続き、経費節減による効率的な病院経営を行うため、外部機関と医用材料等契約支援業務及び関連コンサルティング業務を委託し、約2.9億円の経費を削減した。</p>	
<p>【153】 2) 医療機能評価システムを構築し、効率的な人事配置を行う。</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>平成20年12月17日～19日に（財）日本医療機能評価機構による認定病院更新訪問審査を受審した。</p> <p>「国立大学病院評価指標（21年4月24付国立大学附属病院長会議常置委員会報告）を参考に本院の医療活動や医療の質を公表するため「医療統計2008年度版」を作成した。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>	

II 大学の教育研究等の質の向上
 (3) その他の目標
 ③ 附属学校に関する目標

中期目標 附属学校の設置目的を踏まえ、教育研究及び教育実習に関して教育学部との連携を強化する。学校教育の質的向上に寄与するという附属学校の役割を自覚し、公立学校や関係教育機関等と連携して、地域貢献に努める。附属学校間の連携の在り方、学校運営の内容と組織、教育課程、教育施設、学校規模等を総合的に検討し、子どもたちの学校生活の充実を目指す。

中期計画	平成21年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置 大学・学部との連携・協力強化に関する具体的方策 【154】 1) 教育学部教員等の専門分野を生かした共同研究や共同授業などを推進し、その成果を公表して、学校教育の発展に資する。</p>	<p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置 大学・学部との連携・協力強化に関する具体的方策 【154】 1) 教育学部教員等の専門分野を生かした共同研究や共同授業などを推進し、その成果を公表して、学校教育の発展に資する。 ○ 各教科等のプロジェクト研究の一層の推進を図り、その成果については公開研究会等で発表する。</p>	<p>III</p>	<p>「教育学部・附属共同研究委員会」を中心に共同研究に取り組み、その成果を報告書で発表した。また、附属特別支援学校において、学部教員との連携のもと、日本教育大学協会の指定研究を推進し、その成果を公開研究会や報告書で発表した。</p> <p>1 「教育学部・附属共同研究委員会」を中心に共同研究Ⅰ「教育実習事前事後学習等のカリキュラム評価に関すること」に取り組み、その成果を報告書で発表した。 また、共同研究Ⅱとして「附属学校の研究テーマの推進の在り方」、「附属学校園の活用方策」について検討した。 2 幼稚園では、国立教育政策研究所指定の思考力の育成に関する研究に学部教員と連携して取り組み、その成果を報告書で公表した。また、学部学生に対する幼稚園教育に関する集中講義等を幼稚園を会場として実施した。 3 小学校では、「学びの充実感・有用感をもつ指導と評価の改善」をテーマに、各教科等の授業を公開するとともに、授業研究会を実施した。 4 中学校では、新学習指導要領に基づく3年間の研究成果を各教科、道徳、学級活動、総合的な学習の時間について、公開研究会で発表するとともに、年間指導計画をCDで配布した。 5 特別支援学校においては、学部教員との連携のもと、日本教育大学協会の指定研究に取り組んだ成果を同協会の研究集会や自校開催の公開研究会、報告書等で公表した。</p>	
<p>【155】 2) 実践的な指導力が身に付くように、教育学部とともに教育実習の在り方を見直し、改善を図る。</p>	<p>【155】 2)-① 教育学部におけるカリキュラ</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、教育学部におけるカリキュラムの改編に伴い、実習生への指導内容及び方法を見直すなどの具体的な改善を図るとともに、20年度版「教育実習の手引」（対象：実習生）及び「教育実習指導の手引」（対象：指導教諭）の改訂を行った。</p> <p>引き続き、附属学校での実習の役割に基づき、実習生への指導内容及び方法を見直し、具体的な改善を図った。特に、教育実習Cにおいては、新たに2時</p>	

	<p>ムの改編に伴い、附属学校での実習の役割、実習生への指導内容及び方法等を見直し、具体的な改善を図る。</p> <p>② 教職大学院の実習校として連携協力をする。</p>	<p>間の学習指導を実習生に課した。また、21年度版「教育実習の手引き」(対象：実習生)及び「教育実習指導の手引き」(対象：指導教諭)の見直しを行った。さらに、幼稚園教育実習の履修方法について改善を図った。</p> <p>1 教職大学院の設置計画に基づき、各校園で各2日間、計8日間の課題発見実習Ⅰを実施した。 2 附属幼稚園より1名教職大学院への研修派遣を行った。</p>
<p>関係教育機関と連携を強化するための具体的方策 【156】 1) 県教育委員会など関係機関と連携し、人事に係る諸条件を整備するとともに、教員の資質向上を図る。</p>	<p>関係教育機関と連携を強化するための具体的方策 【156】 1) 県教育委員会など関係機関と連携し、人事に係る諸条件を整備するとともに、教員の資質向上を図る。</p>	<p>Ⅲ</p> <p>群馬県教育委員会と連携し、人事交流、現職教員の研修の場の確保など人事に係る諸条件を整備した。</p> <p>1 群馬県教育委員会と連携し、人事交流、現職教員の研修の場の確保など人事や研修に係る諸条件を整備した。 2 栄養教諭の人事交流を実現した。</p>
<p>【157】 2) 教育要領や学習指導要領の改訂に伴う新しい教育の在り方、評価観の転換に伴う評価の在り方等の学校教育の課題を解決するため、先導的な役割を果たす。</p>	<p>【157】 2) 教育要領や学習指導要領の改訂に伴う新しい教育の在り方、評価観の転換に伴う評価の在り方等の学校教育の課題を解決するため、先導的な役割を果たす。</p>	<p>Ⅲ</p> <p>学習指導要領や教育要領の改訂を踏まえた、新しい教育課程観や評価観の確立及び学習評価の在り方について先導的に取り組むとともに、公開授業を通して県内外の学校に成果を公表した。</p> <p>1 学習指導要領や教育要領の改訂を踏まえて、新しい教育課程観や評価観の確立、指導方法や評価方法の工夫について先導的に取り組み、公開授業や紀要等を通して県内外の学校に成果を公表した。 2 学部教員と附属学校の共同研究の在り方を学部に設置された共同研究委員会において検討した。</p>
<p>【158】 3) 県内教育研究の推進役を担うとともに、研修会を提供するなど、積極的に地域貢献を果たす。</p>	<p>【158】 3) 県内教育研究の推進役を担うとともに、研修会を提供するなど、積極的に地域貢献を果たす。</p>	<p>Ⅲ</p> <p>県内の教育水準の向上を目指し、従来より多くの公開研究会や公開講座、出前授業の開催、研究成果の出版など行い、研究方法や研究成果を広めるなど、県内の教育研究の推進役として地域に貢献した。また、群馬県教育委員会と連携し、児童生徒支援カルテの作成や業務削減に関わる指定研究を四校園で推進した。</p> <p>1 県内の教育水準の向上を目指し、従来より公開研究会や公開講座、出前授業の開催、研究成果の出版などを行って研究方法や研究成果を広めるなど、地域の教育の振興に寄与し、県内の教育研究の推進役として貢献した。21年度の公開研究会では、幼稚園198名、小学校889名、中学校545名、特別支援学校315名の参加者があった。 2 群馬県教育委員会と連携し、児童生徒支援カルテの作成や業務削減に関わる指定研究を四校園で推進した。 3 附属小・中学校は、県内の小・中学校の教科教育研究会の事務局を担当し、県内の各教科の課題の把握に努めている。英語部会研究部においては、授業公開を行い、協議を行った。</p>
<p>【159】 4) 附属特別支援学校においては、重複障害の児童生徒を受け入れ、学部等との連携の下に適切な教育の内容・方法を追求するとともに、学習障害、注意欠陥・多動性障害等についての教</p>	<p>【159】 4) 附属特別支援学校においては、重複障害の児童生徒を受け入れ、学部</p>	<p>Ⅲ</p> <p>学部学生、教員などと連携し、適切な教育内容と方法を追求した個別の教育支援計画を策定するとともに、学習障害などの発達障害児に係わる地域の小中学校、学級、本人の問題について、相談、教育アセスメント、放課後セッション等の支援を行った。</p> <p>1 特別支援学校の東校舎にエレベータを新規導入し、段差を解消するなど重複障害のある児童生徒を受け入れる環境を整備した。また、重複障害のある児童生徒の選考方法について検討した。さらに既に受け入れている重複障害</p>

<p>育相談体制を整備し、特別支援教育センター（仮称）の設置を目指す。</p>	<p>等との連携の下に適切な教育の内容・方法を追求する。さらに、特別支援教育サポートセンターを中心に学習障害、注意欠陥・多動性障害等についての教育相談体制を充実させる。</p>		<p>のある生徒について学部教員の指導助言を受け、教育内容・方法について改善を行った。 2 特別支援教育サポートセンターを中心として、発達障害児に係る相談、アセスメント、個別指導等で延べ215名の支援を行った。また、公開研修を行い、延べ277名が参加した。さらに、特別支援教育サポートセンターを拡充し、様々な問題を抱える児童生徒を支援するための「総合サポートセンター」を設置するために、学校教育臨床総合センター・附属四校園で調査・研究し、準備を行った。</p>	
<p>学校生活を充実させるための具体的方策 【160】 1) 実践的な教育研究を推進しながら、発達段階に即した日常の教育活動を充実させ、子どもたちの学校・園生活の充実を図る。</p>	<p>学校生活を充実させるための具体的方策 【160】 1) 実践的な教育研究を推進しながら、発達段階に即した日常の教育活動を充実させ、子どもたちの学校・園生活の充実を図る。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>引き続き、各校園の研究主任を中心に研究テーマを設定し、公開研究会等での実績報告や、学部との共同研究として位置付け、学部教員と連携して今日的な課題を踏まえた実践的な研究を推進した。</p> <p>共同研究Ⅱとして、各校園の研究テーマに基づいた実践的な研究を学部教員と連携しながら推進し、日常の教育活動の充実を図った。特別支援学校は、荒牧地区に一時移転したことを契機に学部教員や学生の日常の教育活動への参加協力が増大し、教育学部生は延べ228名となった。 また、公開研究会においては教材作成に19名の学生が協力した。中学校では、インターンシップとして延べ技術22日、英語15日の支援があった。また、技術の選択の事業では、大学生4年生がのロボットの授業を8時間行った。</p>	
<p>【161】 2) 附属学校としての「めざす子ども像」を設定し、各と校園の教育目標を見直し、子どもとともに、教育学部と協力してその実現を図る。</p>	<p>【161】 2) 幼小中教育の一貫性、幼小中と特別支援学校との連携を図り、附属学校全体の「めざす子ども像」の具現化に努める。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>引き続き、幼小中の学びの連続性に視点をあて、幼小中教育の一貫性、幼小中と特別支援学校との連携を図り、一人一人の教育的ニーズを踏まえた指導内容と指導方法の研究の推進を図り、附属学校全体の「めざす子ども像」の具現化を図った。</p> <p>群馬県教育委員会と連携して推進する児童生徒支援カルテの作成に係わる指定研究を活用し、幼小中教育の一貫性を図るとともに、一人一人の教育的ニーズを踏まえて、指導内容と指導方法の改善に係る研究を推進した。</p>	
<p>【162】 3) 個に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、地域に開かれた学校を目指す。</p>	<p>【162】 3) 個に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、実践的な研究に取り組む。その効果的な在り方について公開研究会等で地域へ発信し、開かれた学校を目指す。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>1. 各校園で、ティーム保育・ティームティーチング、非常勤講師の活用等により、一人一人の個性や特性を生かすきめ細かな指導の充実を図った。 2. 各校園で運動会等の諸行事に際して、近隣住民に來校園を周知した。</p> <p>1 各校園において、ティームによる保育や学習指導の実践に積極的に取り組み、個に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、公開研究会においてその成果を発表した。各校園では、インターンシップや体験的科目の学生を保育補助として積極的に受け入れ、一人一人に応じた保育の充実を努めた。 また、小学校・中学校においては適切な学級規模について検討を進めた。 2 各校園において運動会等の学校行事に際しては、近隣住民に來校園を周知した。また、Webページを充実させ、研究の成果や校園の状況など、情報発信に努めた。</p>	
<p>【163】 4) 学校評議員制度や学校公開等を通して学校評価を充実させ、運営の改善に活かす。</p>	<p>【163】 4) 「学校評価ガイドライン」に基づき適正な評価を行い、学校運営の改</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>引き続き、教職員による学校評価に加え、児童・生徒、保護者、学校評議員等による評価を行い、附属学校の運営や施設の改善に活かした。</p> <p>引き続き、教職員による学校評価に加え、児童・生徒、保護者、学校評議員等による評価を行い、附属学校の運営や施設の改善に活かした。また、学校評価の結果の一部をWebページで公表した。</p>	

	善に活かす。		
【164】 5) 教員等の人的条件、校舎・教室・駐車場等の物的条件の整備に努める。		III	人的条件については、中期（年度）計画【156】の『平成20年度の実施状況概略』のとおり整備するとともに、校舎等について、児童生徒の安全確保及び安全管理の視点から改修計画を立案し、整備を行った。
	【164】 5) 児童生徒の安全確保のため、校舎・教室・駐車場等の物的条件の整備に努める。		小学校及び特別支援学校は、校舎改修に伴い校舎のユニバーサル化を実現するとともに防犯カメラを設置し、安全確保に努めた。中学校は、全教室に非常警報ボタンを設置し、迅速な不審者の緊急対応を可能にした。また、不審者侵入がすぐ気づくよう教室の曇りガラスを透明なガラスに交換した。体育館では、電動のバスケットゴール昇降機に交換した。
【165】 6) 入園・入学者数及び選考の在り方等を検討し、必要な見直しを行う。		III	附属学校審議委員会等において、附属学校の使命である教育研究・教育実習の充実を図りつつ、地域の学校の小規模化や統廃合等の実績を踏まえ、幼・小・中の学級減や定員の削減について検討している。幼稚園については、22年度の募集定員の削減、小学校においては22年度の新1年生から1学級減の方向で検討した。
	【165】 6) 附属学校の将来構想（学校規模）の一環として、入園・入学者数及び選考の在り方等を検討し、必要な見直しを行う。		附属学校審議委員会等の検討結果を踏まえ、幼稚園は3歳児を定員増、4歳児を定員減、小学校は新1年生から1学級減とし入園・入学選考を実施した。幼児の実態が多様化してきていることを踏まえ、入園選考に際しては小学校及び特別支援学校教員の参加を得るよう改善を図った。
			ウェイト小計

II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

教育方法等の改善

1. 指導方法等の改善・充実に向けた取組

(1) 全学共通教育「教育改善推進テーマ」の実施並びに教育成果の組織的な検証

18年度から、教養教育の重点的課題の明確化を図るため設定した「教育改善推進テーマ」について、21年度は、「キャリアデザイン教育」、「国際理解教育」、「環境教育」、「英語教育」、「数学教育」、「情報処理教育」及び「物理教育」の7テーマを掲げ、教育改善を推進した。

また、大学教育センター教育方法企画部会等による組織的な教育成果の検証のほか、英語教育については、TOEIC-IP、TOEFL-ITPをそれぞれ年2回実施し、国際的な教育規格による教育成果の検証を行った。

(2) 授業評価による教育の成果・効果の検証

① 教養教育科目

大学教育センターにおいて、教養教育科目全般（必修科目等）及び分野別科目（開講数62）に対して、授業評価を実施し、詳細な集計を行った後、その結果を担当教員にフィードバックした。また、改善すべき項目を明確にするため、学長と学生との懇談会において意見聴取を行うとともに、アンケート用紙の自由記載欄の意見を項目別に分類し、組織的検証をするなど、学生の意見を含む評価結果を確実に授業改善に反映させた。

[参考]

実施科目数 62科目
アンケート実施枚数 4,001枚

② 専門教育科目

16年度から実施している学生の自主性を尊重した授業評価により、教員個々に対する学生の意見を含む評価結果のフィードバック、各部局の授業方法改善関連委員会などにおける評価結果の組織的検証、学生への評価結果の公表、評価結果に基づく学生代表と教員による授業方法改善のための懇談会などを行い、評価結果を確実に授業改善に反映させた。

[参考]

実施科目数 1,254科目
アンケート実施枚数 36,653枚

懇談会実施状況

学部名	懇談会名	開催回数
教育学部	学部長との懇談会	1回
社会情報学部	学部長と学生との懇談会	1回
医学部医学科	学友会との懇談会	2回
医学部保健学科	学生との懇談会	2回
工学部	学生との懇談会	5回

(3) 教育学研究科（専門職学位課程）と教育現場との往還型カリキュラムの充実

20年度に設置した専門職学位課程 教職リーダー専攻の2年次のカリキュラムとして、現職教員の学生は、在籍校、その他の学生は、連携協力校において、教育現場の課題解決に取り組む「課題解決実習」（2年間で520時間）を実施した。その成果については、課題研究報告会において、報告するとともに、群馬県教育委員会主事ほか学外の委員を含む評価委員の評価を受けた。また、課題研究で優秀な評価を獲得した学生2名に対し、表彰を行った。

(4) 導入教育の充実

入学時の学力不足分野を補うために、21年度は新たに、医学部保健学科看護学専攻、工学部情報工学科に「英語」、工学部応用化学・生物化学科に、「物理学入門演習」、工学部夜間主コースに「数学物理入門」の習熟度別クラス編成を導入し、導入教育の充実を図った。

2. 個性・特色の明確化を図るための組織的な取組

地域と連携した多文化共生教育の取組

多様な文化をもつ外国籍住民と地域住民との共生に資する専門的職業人の養成を行うため、地域協働ネットワークを活用した全学的・総合的教育カリキュラムを次のとおり展開した(21年度は、教養教育科目22科目、専門教育科目18科目、大学院教育科目3科目の計43科目を開講)。

- (1) 教養教育科目では、教育改善推進テーマ「国際理解教育」として位置付け、初年次開講科目と高年次開講科目とに分類・整理した。
- (2) 教養教育科目、専門教育科目及び大学院科目の履修が、学生の専門分野における総合的かつ発展的な学習となるよう、カリキュラムを構造化した。
- (3) 43科目のうち28科目に、学校現場、社会教育現場、実社会現場等での見学・体験等を含む内容・方法を取り入れ、理論と実践の両側面から学生が学ぶことができるカリキュラムを提供した。
- (4) 地域貢献ボランティアの研修プログラムを、学生・地域関係者・教職員との協働で作成し、実践するシステム作りと学生への参加を単位化した教育を実現した。さらに、一橋大学との共同開催を定着化し、21年度については、人材育成コンサルティング会社からの支援を受け、その内容を拡充した。
- (5) 多文化共生社会に貢献する人材の育成を目指し、大泉町広報国際課及び大泉町教育委員会の全面的な協力により、就業体験を通して、学生が共生マインドを形成する場を提供し、その学生への参加を単位化した教育を充実させた。

また、多文化地域の実態を把握する調査手法の学習、異文化理解のための見方・考え方の訓練を通して、学生の多文化地域への理解・興味・関心を高める場を提供し、その学生への参加を単位化した教育を充実させた。

学生支援の充実**1. 学習支援等の充実****(1) 「学生相談アンケート」結果の活用**

講師以上の全教員を対象に「学生相談アンケート」を実施し、学生からの相談内容及びその対応方策等を取りまとめ、日常の学生相談に活用するよう冊子として配付した。

(2) メールによる「メンタルヘルス通信」の送信

21年9月から、教員に精神面の学生相談のスキル向上のため、毎月、全教員に対し、健康支援総合センターから「メンタルヘルス通信」をメールで送信した。

(3) 聴覚障害学生に対するiPhoneを利用したパソコンテイクの実施

聴覚障害学生に対するパソコンテイクは、通常2名のパソコンテイク者が学生の後方に座りパソコンを使用して行われるが、教育実習の現場などでは教室が狭隘でパソコンを置くスペースがなくパソコンテイク者が同席できない場合がある。このような状況に対処するため、聴覚障害学生が持つiPhoneの通話機能を利用し、パソコンテイク者がいる別の教室にあるiPhoneに音声を送り、その音声情報をスピーカーから聞き取り、パソコンテイク者が連携入力した字幕情報を聴覚障害学生が持つiPhoneに送信し文字化するパソコンテイクを実施した。

(4) 入学料・授業料免除申請資格の緩和

深刻化する不況を受けて、保護者の解雇等に伴う家計の悪化などを理由とした入学料・授業料免除の申請について、申請資格の緩和を行った。

2. 就職支援、キャリア教育等の充実**(1) キャリアカウンセラーの配置**

荒牧キャンパス及び桐生キャンパスにキャリアカウンセラーを配置し、学生個々の様々な悩み、不安、疑問等の就職相談（280件）に対応した就職支援活動に対する支援を行った。

(2) 就職支援刊行物の発刊

就職活動のノウハウをまとめた「2009 就職支援BOOK ー 群大生のための就活ノウハウ集 ー」を発刊し、配付した。

(3) インターンシップの推進

本学と受入企業開拓事業所である「群馬県中小企業団体中央会」との連携により、85の官公庁、企業の協力を得て、168名参加のインターンシップを実施した。

研究活動の推進**1. 資源の重点配分による研究活動の活性化に向けた取組****(1) 他組織との各種共同研究の活性化を目的とした学長裁量経費の配分**

他組織との各種共同研究を活性化させるため、引き続き、学長裁量経費「教育研究改革・改善プロジェクト経費」を措置し、学部間を越えた研究者チームのプロジェクトを支援した。

(2) 学長裁量枠による教員等の重点配置

学長裁量枠により下記のとおり、教員の重点配置を行った。

- ① 「重粒子線治療の効果的利用を目指した集学的治療法の開発に関する基礎的・臨床的研究の推進」 助教 4名
- ② 「診療体制の整備・充実及び臨床研究並びに先進医療の推進」 教員 5名
- ③ 「運営上特に重要な業務や特定プロジェクトの遂行」 特任教授 2名

2. 若手教員・女性教員等に対する支援**(1) 「若手教員研究助成制度」による若手研究者の支援**

引き続き、「若手教員研究助成制度」により、科学研究費補助金が不採択となった若手研究者のうち、発展が期待できる研究を対象に、学長裁量経費「教育研究改革・プロジェクト経費(若手研究助成)」から、21,660千円を配分(実験系 700千円/名、非実験系 300千円/名を上限)し、研究を積極的に支援した。

また、採択された若手教員には、22年度科学研究費補助金への応募を義務付けた。

(2) 女性医師等教育・支援部門の設置

医学部附属病院医療人能力開発センター内に、「群馬大学医学部附属病院女性医師支援プログラム」利用の拡大、診療科や関連病院との連携による出産や育児後のサポート体制の構築などの女性医師の支援を目的とした「女性医師等教育・支援部門」を設置した。

3. 柔軟な研究実施体制の整備**(1) 「群馬大学重粒子線医学推進機構」の設置**

重粒子線医学に係る研究、教育、治療等の進展及び円滑な運営に資することを目的に、重粒子線医学研究センターと重粒子線医学センターの2センターから組織する「群馬大学重粒子線医学推進機構」を21年6月に設置した。

(2) 全国共同利用、共同研究ネットワーク拠点形成のための人事配置

生体調節研究所の全国共同利用、共同研究ネットワーク拠点形成のため、医学系研究科の教授2名を兼任させた。

社会連携・地域貢献・国際交流等の推進**1. 地域貢献の推進****(1) 文部科学省委託調査「外国人教育に関する調査」の実施**

平成21年度文部科学省委託調査「外国人教育に関する調査」(担当研究課題、「外国人学校実態調査」及び「ブラジル人学校等における健康管理の在り方調査」)において、文部科学省、ブルジル・ペルー大使館等との連携により、全国のブラジル人・ペルー人学校等外国人学校調査を実施し、施策の提言を行った。

(2) 第5回こども体験教室「群馬ちびっこ大学」の開催

21年8月14日(金)～17日(月)の4日間に小・中学生を主な対象として学外施設を会場に「平成21年度「群馬ちびっこ大学」を群馬県、群馬県教育委員会、近隣各市、各市教育委員会、報道機関、金融機関等の計49団体の協力・連携のもと開催した(参加者数:延べ6,907人)。

本事業は、子どもたちの理科離れ、実体験を通じた学習機会が少なくなってきたことから、体験的学習を通じて、五感で学問の面白さ、奥深さを肌で実感してもらい、将来の日本、世界を担う人材の若い芽を育むことを目的として、地域連携推進室が企画し、合計36ブースの実験、展示コーナーを設置し全学からの教職員及び本学学生が担当として子どもたちに体験的学習を実施した。

2. 産学連携・知的財産戦略のための体制の整備・推進**(1) 首都圏北部国立大学法人4大学の新技术説明会等の開催**

首都圏北部国立大学法人(本学、茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学)の4大学で、4回の新技术説明会を開催し、大学の出願発明についての企業への周知を行い、技術移転を促進させる活動を行った。

(2) 群馬大学TL0の活動

群馬大学TL0において、「群馬大学開放特許一覧」による研究シーズの発掘、首都圏北部4大学連合と連携した技術相談会における研究成果の公開及びぐんまイノベーション創出協議会が実施した共同研究案に係る特許権等の秘密保持に関する助言、指導などを行った。

3. 国際交流・国際貢献の推進**(1) アジア人財資金構想による留学生の日本語教育の充実**

アジア人財資金構想により、ビジネス日本語、日本事情など留学生日本語教育の充実を図り、BJT(ビジネス日本語テスト)の対策を行った。

(2) 国際協力事業及び国際共同研究の拠点となる機関との交流

国際協力事業及び国際共同研究の拠点となる機関として、海南大学(中国)、インド工科大学デリー校と協定を締結した。また、共同研究・調査及び教育

支援の実施のため、学長裁量経費により、海南大学(中国)、ドイツ重イオン研究所、モンゴル国立健康科学大学、WHO(世界保健機関)に教員7名を派遣した。

附属病院機能の充実・強化**【平成16～20事業年度】****1. 教育・研究面**

(1) 16～19年度は、初期臨床研修中の医師・歯科医師はすべて「**臨床研修センター**」所属とし、群馬県内の病院と連携する「**臨床研修プログラム**」に沿った臨床研修を行った。20年度からは、これを発展的に改組した「**医療人能力開発センター**」により、医師・歯科医師、看護師、薬剤師、技師、事務職員などすべての教職員を対象として生涯教育を行った。

(2) 20年度「大学病院連携型高度医療人養成推進事業」で選定された「**関東・信州広域循環型専門医養成プログラム**」に基づき、5大学(本学、信州大学、獨協医科大学、日本大学、埼玉医科大学)の連携による若手医師等の養成を行った。

(3) 「**社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム**」に基づき、大学院教育カリキュラムと融合した臨床試験部におけるOJT重視型のプログラムを開発・実施し、臨床研究支援人材を養成した。

(4) 群馬県治験ネットワーク(群馬県内の25病院が参加)や大学病院臨床試験アライアンス(関東・甲信越の7国立大学病院が参加)を結び、群馬県内のみならず関東・甲信越にまたがる臨床試験実施体制を整備をした。さらに、厚生労働省が進める平成19年度治験拠点病院活性化事業における「**治験拠点病院**」の指定も受け、本院の治験活性化への取組が評価された。

2. 診療面

(1) 「**がんプロフェッショナル養成プラン**」(19～23年度)に基づいて、医師、技師、看護師、薬剤師を対象に重粒子線治療を中心とした集学的がん医療を包括的に行える人材を養成した。

(2) 日本医療機能評価機構による「**病院機能評価**」ver.5.0を20年度に受審し、21年6月に認定を受けた(「病院機能評価」ver.4.0は、16年1月認定)。

(3) 新型インフルエンザを始めとする新興感染症に対する感染症対策等の強化及び感染管理の支援を目的に、感染制御部の充実など**感染制御システムの整備**を行った。

3. 運営面

国立大学病院管理会計システム (HOMAS) の活用により作成した各種分析資料を病院運営会議や臨床主任会議において報告し、経営に対する職員の意識の向上を図った。また、外部機関と医用材料等契約支援業務及び関連コンサルティング業務を委託し、約2億円の経費削減を行った。

【21事業年度】

1. 教育・研究面

(1) 「スキルラボセンター」の開設

教職員等の医療技術を習得するための施設として、各種シミュレータ・トレーニング機器を整備した「スキルラボセンター」を21年4月に開設し、医師、コメディカル、学生など延べ2,385名に対し、研修を実施した。

(2) 「医師キャリア形成システム」の構築

引き続き、「関東・信州広域循環型専門医養成プログラム」に基づき、5大学(本学、信州大学、獨協医科大学、日本大学、埼玉医科大学)の連携による若手医師等の養成を行った。

21年度は、5大学並びに各大学病院の関連病院が連携し、それぞれの大学病院及び各地域の関連病院を循環しながら幅広く研修を行い、専門医を取得することができる「医師キャリア形成システム」を構築し、実施した。

(3) 「大学院融合型OJTによる臨床試験人材養成」の推進

臨床研究支援人材養成のため、大学院教育という確立した水準の学問的内容と附属病院臨床試験部におけるOn the Job Training (OJT)をカリキュラム上融合させ、修士課程大学院学生を中心に、専門的な臨床研究コーディネーターや製薬企業における臨床開発担当者を養成するOJTプログラムを実施した。

2. 診療面

(1) がん・地域医療の取組

① 「がんプロフェッショナル養成プラン」による人材の育成等

「がんプロフェッショナル養成プラン」の計画に基づき、医学物理コースと放射線治療品質管理コースを開設し、人材育成を行った。また、本学と獨協医科大学が中心となり、群馬県立県民健康科学大学、群馬県立がんセンター、栃木県立がんセンター、群馬県がん診療連携拠点病院及び地方自治体等が参加したタスクフォース会議を開催するとともに、北関東域連携がん先進医療人材育成プラン特別合同セミナーを実施した。

② 群馬県がん診療連携拠点病院研修会・緩和ケア研修会の実施

21年度都道府県がん診療連携拠点病院強化事業として、群馬県がん診療連携拠点病院研修会・緩和ケア研修会を実施した。

③ 「がん相談支援センター」の設置等

都道府県がん診療連携拠点病院として、がんについての様々な相談支援体制の整備を目的に「がん相談支援センター」を21年4月に設置した。

また、患者や家族が気軽に集って話し合える場所として、患者が主体運営する「なごみサロン」を21年6月から開設した。

(2) 「患者支援センター」の設置及び「外来診療予約システム」の導入

地域の保健・医療・福祉施設等との連携協力体制を充実させるとともに、患者・家族の抱える諸問題に対し適切な指導等を行い、信頼性の高い医療を提供するため、病診連携センターと医療福祉相談部の機能を統合した「患者支援センター」を21年4月に設置した。また、同センターが窓口となり、特定機能病院として地域医療機関との連携を図り、初診患者の外来待ち時間の短縮などを目的とした、初診患者の「外来診療予約システム」を導入した。

(3) 「感染症診察室」の設置

新型インフルエンザを始めとする、感染症患者の診察をより安全に行うことを目的に、「感染症診察室」を21年4月に設置し、感染症対策の強化を図った。

3. 運営面

(1) 国立大学病院管理会計システム (HOMAS) の活用

引き続き、国立大学病院管理会計システム (HOMAS) の活用により作成した各種分析資料を病院運営会議や臨床主任会議において報告し、経営に対する職員の意識の向上を図った。

(2) 過去最高の稼働額

ICUの増床などにより過去最高の192.7億円と前年度稼働額を9.8億円上回った。また、平均在院日数15.17日、病床稼働率86.66%を達成した。

[参考]

	20年度	21年度
稼働額	182.9億円	192.7億円
平均在院日数	15.88日	15.17日
病床稼働率	86.38%	86.66%

(3) 経費の節減に向けた取組

引き続き、外部機関と医用材料等契約支援業務及び関連コンサルティング業務を委託し、約2.9億円の経費削減を行った。

附属学校の機能の充実**【平成16～20事業年度】****1. 附属学校における教育研究活動の向上**

附属学校園では、国立大学法人化を期に、共通の目標「目指す子ども像」を設定し、校種間の連携や交流を深めながら、教育研究の質的向上に努めた。

2. 学部との連携

「群馬大学教育学部 学部・附属学校共同研究委員会」により、学部教員と附属学校教員の専門性を活かした各教科等に関する教材開発や指導法の改善等に関する次の2つの共同研究を推進し、その成果を全校園の研究に反映させた。

なお、これらの研究成果について、「群馬大学教育学部 学部・附属共同研究報告書」にまとめ、毎年度、公表した。

また、「教職大学院」の「課題発見実習」のフィールドや学部学生の卒業論文のフィールドとして、教職大学院生や学部生を受け入れた。

- (1) 共同研究Ⅰ
現代の教育課題について、学部が中心となり附属学校と連携し、両者が一体となって行う研究
- (2) 共同研究Ⅱ
各附属学校における独自のテーマについて、テーマに関わる学部教員と附属学校教員が共同で行う研究

【平成21事業年度】**1. 附属学校における教育研究活動の向上**

これまでの研究成果を踏まえ、次の取組を行った。

- (1) 幼稚園
国立教育政策研究所指定の思考力の育成に関する研究に学部教員と連携して取り組み、その成果を報告書で公表した。また、幼稚園教育に関する集中講義等を幼稚園を会場として実施した。
- (2) 小学校
児童が、学びの充実感・有用感をもつ学習指導の在り方について、既存の知識・技能の活用という観点から研究を進め、各教科等の授業を公開するとともに、公開研究会を実施した。
- (3) 中学校
新学習指導要領に基づく3年間の研究成果を各教科、道徳、学級活動、総合的な学習の時間について、公開研究会で発表するとともに年間指導計画をCDで配布した。

- (4) 特別支援学校
学部教員との連携のもと、日本教育大学協会の指定研究に取り組んだ成果を同協会の研究集会や自校公開研究会等で公表した。

2. 学部との連携

引き続き、「群馬大学教育学部 学部・附属学校共同研究委員会」により、次の2つの共同研究を推進し、その成果を全校園の研究に反映させた。

なお、これらの研究成果について、「平成21年度 群馬大学教育学部 学部・附属共同研究報告書」にまとめ、公表した。

また、「教職大学院」の「課題発見実習」のフィールドや学部学生の卒業論文のフィールドとして、教職大学院生や学部生を受け入れた。

- (1) 共同研究Ⅰ
研究テーマ 教育実習事前事後学習カリキュラムの実践と評価
- (2) 共同研究Ⅱ
研究テーマ
 - ・ 附属小学校
新小学校学習指導要領と「古典教育」(その2)
小学校理科「ものづくり」指導の工夫とその効果
 - ・ 附属中学校
技術科教育におけるのこぎり挽きの指導についてⅡ

3. 附属学校の役割・機能の見直し

近年の少子化に伴い、22年度から小学校1学年の学級数を1学級減(4学級→3学級)とすることとした。また、学部と附属学校園との連携の一層の深化を図ることを目的に、「附属学校教育臨床総合センター」と共同により、「問題を抱えた子どもたちへの総合サポートセンター」を設置することとした。

なお、特別支援教育専任コーディネーターを配置し、本校児童生徒や周辺地域の学校の児童生徒へ対応することとした。

さらに、「教育実習支援センター」(23年度)及び「学部・附属共同研究センター」(24年度)を年次計画として予定している。

Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 34億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。	1 短期借入金の限度額 34億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。	該当なし

Ⅴ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
1 重要な財産を譲渡する計画 工学部の土地の一部（群馬県桐生市天神町1丁目229-1、271.78㎡）を譲渡する。 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	1 重要な財産を譲渡する計画 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	1 重要な財産を譲渡する計画 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について担保に供した。

Ⅵ 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	剰余金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善のために充てた。使用状況は、次のとおり。 資産購入 547,182,643 円 業務費使用 274,936,122 円

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
<ul style="list-style-type: none"> ・附属病院中央診療棟 ・小規模改修 	総額 6,636	施設整備費補助金 (951) 長期借入金 (5,685) 国立大学財務・経営センター施設費補助金 ()	<ul style="list-style-type: none"> ・(医病)基幹・環境整備 ・(昭和)耐震対策事業 ・(若宮(附小・特))耐震対策事業 ・(桐生)耐震対策事業Ⅱ ・(荒牧)教養教育GC棟改修 ・(若宮(附小・特))校舎改修 ・重粒子線照射高度化設備 ・その他設備 ・営繕事業 	総額 3,744	施設整備費補助金 (2,612) 長期借入金 (752) 設備整備費補助金 (328) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (52)		総額 4,942	施設整備費補助金 (2,880) 長期借入金 (752) 設備整備費補助金 (1,258) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (52)
(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。 (注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。			(注1) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・整備の改修等が追加されることもあり得る。					

○ 計画の実施状況等

計画と実績に差異がある理由

重粒子線照射高度化設備、その他設備の充実のため、補正予算等の措置により増額となった。

VII その他 2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>(1) 基本原則</p> <p>1) 教員の選考に当たっては、本学の基本理念に則り、人格及び識見共に優れた者につき、教育・研究業績及び能力等を総合的に判断して行う。広く学内外に有能な人材を求めるため、原則として公募制を採用する。また、必要に応じて任期制を積極的に導入する。</p> <p>2) 職員の採用及び昇任に当たっては、専門的能力に加え、幅広い視野を有し、時代の変化や複雑化する社会の現状に対応し得る人材の確保に努め、効率的な大学運営を支える有為な人材の登用を図る。</p> <p>(2) 人員管理 人員管理に関する中・長期的計画を策定するとともに、各部局及び部局間の教職員配置等に関する適正な調整を行う。</p> <p>(3) 人事管理等</p> <p>1) 人材育成の視点、能力及び業績等を重視した人事管理を行う。</p> <p>2) 教職員の能力の向上及び組織の活性化を図るため、国立大学法人、国、独立行政法人、地方公共団体、民間団体等の諸機関との人事交流を積極的に行う。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総見込額 96,819百万円(退職手当は除く)</p>	<p>平成21年度の常勤職員数1,991人(役員を除く。) また、任期付職員数の見込みを224人とする。 平成21年度の人件費総額見込み17,028百万円(退職手当は除く)</p>	<p>『「(1) 業務運営の改善及び効率化 ③人事の適正化に関する目標」を達成するための措置』P.14参照』</p>

○ 別表1 (学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a) x 100
	(人)	(人)	(%)
教育学部 学校教育教員養成課程 (うち教員養成に係る分野)	880 (880)	942 (942)	107.0 (107.0)
社会情報学部 情報行動学科 情報社会科学科	220 220	210 244	95.5 110.9
医学部 医学科 (うち医師養成に係る分野) 保健学科	595 (595) 690	611 (611) 717	102.7 (102.7) 103.9
工学部 (昼間コース) 応用化学・生物化学科 生産システム工学科 環境プロセス工学科 社会環境デザイン工学科 応用化学科 材料工学科 生物化学工学科 機械システム工学科 建設工学科 電気電子工学科 情報工学科 学科共通 (夜間主コース) 生産システム工学科 応用化学科 生物化学工学科 機械システム工学科 電気電子工学科 情報工学科	510 120 120 120 68 58 88 298 40 298 200 60 90 10 20 20 20 30	550 138 130 134 106 62 118 362 56 379 269 各学科に含む 98 17 25 33 31 44	107.8 115.0 108.3 111.7 155.9 106.9 134.1 121.5 140.0 127.2 134.5 108.9 170.0 125.0 165.0 155.0 146.7
学士課程 計	4,775	5,276	110.5
教育学研究科 障害児教育専攻 教科教育実践専攻	6 40	10 58	166.7 145.0
社会情報学研究科 社会情報学専攻	20	25	125.0
医学系研究科 生命医科学専攻 保健学専攻	30 112	24 126	80.0 112.5

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
工学研究科 応用化学・生物化学専攻 生産システム工学専攻 環境プロセス工学専攻 社会環境デザイン工学専攻 機械システム工学専攻 電気電子工学専攻 情報工学専攻	212 60 44 44 88 88 64	227 82 53 31 124 123 70	107.1 136.7 120.5 70.5 140.9 139.8 109.4
修士課程 計	808	953	117.9
医学系研究科 医科学専攻 保健学専攻	303 45	301 85	99.3 188.9
工学研究科 工学専攻	117	115	98.3
博士課程 計	465	501	107.7
教育学研究科 教職リーダー専攻	32	28	87.5
専門職学位課程 計	32	28	87.5

- ※1 収容数には、外国人留学生を含む。
- ※2 18年度改組の社会情報学部には改組前の社会情報学科に18名の学生が在籍。
- ※3 20年度改組の教育学研究科(修士課程)には改組前の教科教育専攻に3名の学生が在籍。
- ※4 19年度改組の工学研究科(博士後期課程)には改組前の物質工学専攻に3名、生産工学専攻に21名、電子情報工学専攻に3名、ナノ材料システム工学専攻に3名の学生が在籍。

○ 計画の実施状況等

教育学研究科教職リーダー専攻(専門職学位課程)の定員充足率が90%未満である主な理由は、平成20年度入学生に4名の退学者(内3名は、群馬県公立学校教員選考試験合格に伴う退学。)が出たためである。
 なお、平成21年度からは、本専攻合格者及び在学者で、群馬県公立学校教員選考試験に合格した者に対し、大学院修了時まで採用期日を延長可能とするなど、定員充足の適正化に向けた取組を行っている。
 平成21年度以降の入学生については、上記取組により、教員選考試験合格者を含む全員が引き続き在学している。

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成20年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	880	945	3	0	0	0	7	32	25	913	103.8%
社会情報学部	440	459	23	2	0	0	9	13	9	439	99.8%
医学部	1,260	1,313	1	1	0	0	24	46	43	1,245	98.8%
工学部	2,240	2,657	78	6	40	0	53	328	156	2,402	107.2%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	102	6	1	0	0	6	4	4	91	116.7%
社会情報学研究科	20	26	12	0	0	0	0	1	1	25	125.0%
医学系研究科	505	562	41	17	0	0	32	126	89	424	84.0%
工学研究科	717	804	61	13	7	0	13	36	31	740	103.2%

○ 計画の実施状況等

(平成21年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	880	942	3	0	0	0	15	36	27	900	102.3%
社会情報学部	440	454	15	2	0	0	13	19	15	424	96.4%
医学部	1,285	1,328	2	1	0	0	27	33	33	1,267	98.6%
工学部	2,170	2,552	70	5	33	0	19	297	155	2,340	107.8%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	99	4	0	0	0	2	6	6	91	116.7%
社会情報学研究科	20	25	11	0	0	0	2	1	1	22	110.0%
医学系研究科	490	536	40	15	3	0	34	120	83	401	81.8%
工学研究科	717	825	87	21	3	0	23	42	38	740	103.2%

○ 計画の実施状況等